

# 早稲田 政治経済学雑誌

The Waseda Journal of Political Science and Economics

第393号

2018年 7月31日

## ■ 特集 新入生歓迎シンポジウム

政治現象をどう分析するか：アメリカ政治を事例に ..... 吉野 孝  
経済学の役割とは——ラストマイル問題を例にして ..... 下川 哲  
セクシズムと言語。フランス語の例と現在の議論 ..... ブロッソー・シルヴィ

## ■ 投稿論文

保障水準から見る中国年金制度改革のあり方 ..... 邢 雪歌

---

# 『早稲田政治経済学雑誌』

## 論文投稿規程

---

2016年7月7日改定

早稲田大学政治経済学会（以下、本学会）は、『早稲田政治経済学雑誌』に掲載する研究論文を以下の要領で公募します。

### 1 公募する論文

「政治および経済に関する学術の研究、啓発」という本学会の趣旨に合致する学術的な研究論文。ただし、以下は除きます。

- (1) 研究ノート・展望論文（判例研究・学界展望論文も含む）および書評。
- (2) 既に公刊された論文、他雑誌等で公刊される予定の論文、他雑誌等に投稿中の論文、および翻訳。

### 2. 投稿方法

(1) 投稿論文は、別に定める執筆規程に従い、原則として電子ファイル（PDF形式）で作成・保存し、下記の編集委員会のメールアドレス宛に、メールの添付ファイルとして送信してください。メールの件名は、「『早稲田政治経済学雑誌』投稿論文の送付」としてください。

(2) メール送信中や郵送中の事故等による論文の破損や紛失については、本学会は責任を負いません。各自でバックアップを作成・保管してください。

### 3. 論文の書式

論文の書式については、早稲田大学政治経済学部ウェブサイト上の「早稲田大学政治経済学会」のページ（<http://www.waseda.jp/fpse/pse/research/>）に掲載の日本語/英語論文等執筆規程を参照してください。

### 4. 論文の審査

投稿された論文については、本学会の規定する審査を経て編集委員会において採否を決定します。

### 5. 著作権

投稿された論文の著作権は、「早稲田大学政治経済学会著作権規程」に拠るものとします。

### 6. 公開

『早稲田政治経済学雑誌』は早稲田大学政治経済学部ウェブサイトおよび早稲田大学リポジトリにおいて、公開します。論文を投稿する場合は、これに同意したものとします。

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1  
早稲田大学政治経済学部内  
早稲田大学政治経済学会 編集委員会  
メールアドレス：wjpse@list.waseda.jp

以上

#### 編集委員会（☆は委員長）

瀬川 至朗	戸堂 康之	仲内 英三
☆永田 良	中村 英俊	白木 三秀
都丸 潤子		

# 早稲田政治経済学雑誌 第393号 目次

---

## 特集 新入生歓迎シンポジウム

政治現象をどう分析するか：アメリカ政治を事例に	吉野 孝	2
経済学の役割とは——ラストマイル問題を例にして	下川 哲	8
セクシズムと言語。フランス語の例と現在の議論	ブロッソー・シルヴィ	11

## 投稿論文

保障水準から見る中国年金制度改革のあり方	邢 雪歌	20
----------------------	------	----

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

## 政治現象をどう分析するか：アメリカ政治を事例に

吉野 孝\*

### 1. 政治分析とは何か

吉野です。今、須賀晃一学術院長から、「今日のシンポジウムで学問が面白いという話をしないと、明日からの授業に学生は来てくれない」という大きな圧力がかかりました。今日の報告では絵を入れて皆さんが眠くならないように工夫しながら、政治分析とはどのようなものなのかを説明しましょう。

まず政治分析とは何かから話します。最初に明らかにしなければならないのは、政治学は政治現象に取り組むさいに、明確な問いをもっているという点です。最初の問いは、なぜこのような政治現象が起こったのかということです。次の問いは、もしその政治現象に深刻な問題がともなうとするなら、どのようにしたらその問題を解決することができるのかということです。

例えば、安倍政権はかつて「一強」と評されました。なぜ安倍政権は強くなってしまったのか？ その結果、安倍首相は世論や党内の不満を無視するようになりました。どのようにしたら安倍首相はもっと国民の声に耳を傾けるようになるのか？ また、近年、西欧諸国ではポピュリズム運動が起り、それらの運動は従来の政治の方向やEUの在り方の見直しを迫っています。なぜポピュリズム運動が台頭したのか？ どのようにしたらその運動を沈静化することができるのか？ さらに、中国では国家主席の任期が撤廃され、習近平氏への一極集中体制が確立されました。なぜこのような「独裁体制への移行」が起こったのか？ なぜ

誰もこれに反対しなかったのか？ 中国国内の政治不満はどのように解消されるのか？ このように政治学が取り組むべき政治現象、政治学が答えなければならない問いは、到る所に存在します。

次は、分析のやり方です。まず分析の単位、時期、分野を明確にする必要があります。単位とは、個人、集団、国家、世界などの分析単位を指し、時期とは、現在または過去という分析時期を指します。分野とは、政治、政治経済、社会文化などの分析の分野を指します。分析方法も重要です。分析方法は、大きく3種類に分けられます。第1は、規範的分析です。これは、人間と国家はどのように行動すべきなのかという規範的側面から政治現象を分析する方法です。ここでは、政治現象の倫理的・道徳的な批判や解釈が中心になります。第2は、経験的分析です。これは個人と国家がなぜある行動をしたのかを、調査やデータ分析に基づいて解明する方法です。サーベイから個人の投票行動とその動機を解明する分析、インタビュー調査から議員や団体リーダーの役割認識を抽出する分析は、これに含まれます。第3は、数理的分析です。これは、数理モデルから帰納的に個人や国家の合理的な行動を導きだし、そこから政治現象を分析するという方法です。

皆さんはこのような政治分析の方法を2年かけて習得し、3年からの演習で、各自が重要と考える政治現象を取り上げ、その現象が起こった理由を解明し、問題解決の方向を探り、政治、経済、社会を見る目を養うことになります。そこで今日は、アメリカ政治を事例に、どのような分析が可能であり、政治分析には何が必要かを皆さんと考えます。

\* 早稲田大学政治経済学術院教授

## 2. アメリカ政治の分析

現在、アメリカ政治は大変な状況にあります。アメリカ政治の混乱状況は、4点から指摘することができます。第1は、トランプ大統領の行動の予測不可能性 (unpredictability) です。大統領は国内の主要政治勢力や外国のリーダーと協力する必要があるため、彼の行動はある程度予測可能でなければなりません。この点で、突然に予想外のことを言い出すトランプ大統領の行動は混乱を招きます。

第2は、トランプ大統領の行動が予測できない結果、連邦議会はまさに無秩序 (chaotic) 状態に陥っています。大統領の政策方針が頻繁に変わるので、連邦議会が長期的な予算編成や政策形成を行うことが難しくなっています。

第3は、世界安全保障秩序の不安定化です。オバマ政権の時代から、世界安全保障におけるアメリカのコミットメントは減少する傾向にあり、その結果、中東地域ではゲリラ勢力が台頭し、一部紛争地域でロシアが勢力を拡大したと指摘されています。トランプ政権はアメリカの世界への軍事的コミットメントを低下させると発言する一方で、北朝鮮と核を巡るチキンゲームを行い、アジア太平洋地域に危機的状況をつくり出しています。

第4は、世界貿易秩序の不安定化です。トランプ政権は、オバマ政権が支援し、ようやくまとまってきた環太平洋パートナーシップ (TPP) から離脱することを決定し、政権自身が世界貿易秩序を不安定化させました。さらに、貿易赤字の解消と北朝鮮への圧力強化という理由から、中国に圧力を加えており、貿易戦争の到来を予測させる事態となっています。

それでは、こうしたアメリカ政治の混乱状況をどのように分析し説明することができるのでしょうか。今日は、もっとも分かり易い3つの分析視点を提示します。第1は、トランプ大統領がどのような性格の持ち主なのかを中心とする人物・パーソナリティ分析です。第2は、なぜ彼が2016年の大統領選挙で当選したのかに焦点を合わせる選挙分析です。この分析には、メディアや選挙制

度などの短期的要因が含まれます。第3は、なぜ選挙民が彼のような政治家の出現を望んだのかに焦点を合わせる政治経済分析です。この分析には、政治だけでなく経済、社会をも含めた長期的要因が含まれます。それぞれの視点からアメリカ政治の混乱状況を分析してみましょう。

### 人物・パーソナリティ分析

トランプ大統領はどのような性格の持ち主でしょうか？ 2つの特徴を指摘することができます。第1に、彼は政治経験のない不動産会社のオーナーです。不動産事業それ自体についての評価はともかく、不動産事業の本質は、土地や建物をどれだけ安く購入し、それらをどれだけ高く販売するかにあります。したがって、長期的な利潤追求よりも短期的な利潤追求が重要になり、交渉相手との間で、「君がこの条件で手を打たないなら、交渉を中止する」、「君がこの条件で手を打たないなら、隣の土地を買収し経済活動を妨害する」といった駆け引きが行われます。もちろん都市開発のような大きなプロジェクトの場合、長期的な視野と戦略が必要になります。しかし、人口移動や環境問題を配慮していたら、50年先を見越した計画から期待した利潤を得ることはできません。

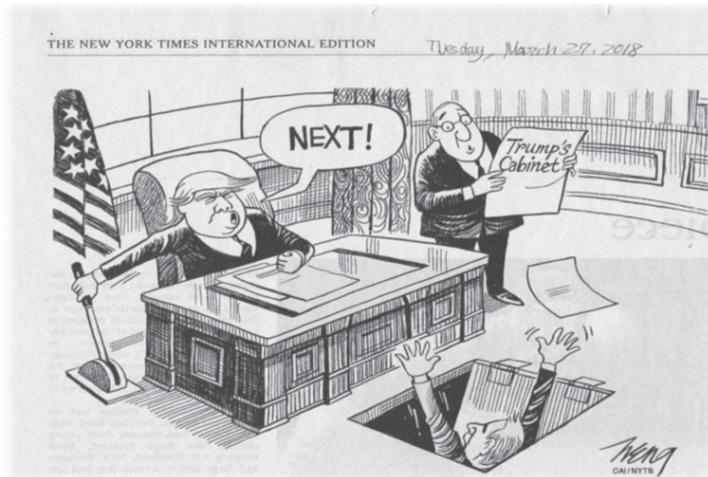
トランプ大統領は、この手法を多くの政治的交渉に応用しています。メキシコ、カナダとの間での北米自由貿易協定 (NAFTA) の見直し、鉄鋼とアルミニウムの輸入品への関税の引き上げ決定 (鉄鋼製品 25%, アルミニウム製品 10%), イラン核合意からの離脱表明がその例です。彼が2国間交渉を好む理由は、アメリカという大国の力を背景に中小国から譲歩を引き出すことができるからです。交渉相手からこれ以上の譲歩を引き出すことができないと判断したとき、トランプ大統領は別の提案をし、新しい交渉を始めます。これでは、長年にわたる友好国間の信頼関係は失われ、ルールを重視する多国間交渉は無視されます。

彼の第2の特徴は、「倫理観に欠け、自己コントロールができない人間」という点です。彼の個人的特徴を象徴するのは、『ニューヨークタイムズ・インターナショナルエディション』の2枚のカートゥーンです。1枚目は、彼のセクシャルハラスメントの性癖を揶揄したものです (図1)。2枚目は、彼が次々とホワイトハウスの役職者を交

図1



図2



代させる慣行を揶揄したものです（図2）。「わが陣営にはろくな人材がない」というのがトランプの口癖とはいえ、それは彼の責任です。トランプ政権内では、大統領または彼の家族との間で意見が衝突すると、その役職者は必ず解雇されるので、まともな人材が集まるはずはありません。

このような人物・パーソナリティ分析は、印象主義ではあるものの、現在のアメリカ政治の混乱状況の一部を説明します。すなわち、政治経験がなく、短期的な利潤を求めての駆け引きを得意とし、厄介なパーソナリティをもつ人物が大統領職についたため、このような混乱が起こっているという説明です。これは、民主党支持者がトランプ

大統領を批判するときによく用いる論法です。また、人物・パーソナリティ分析だけをしている場合、大統領を交代させると、アメリカ政治の混乱状況は収束することになってしまいます。

### 2016年大統領選挙の分析

それでは、政治経験がなく、短期的な利潤を求めての駆け引きを得意とし、厄介なパーソナリティをもつトランプが、なぜ2016年選挙で大統領に当選してしまったのでしょうか？ これには、よく3つの理由が挙げられています。

第1の理由は、メディアの効果です。トランプ大統領はかつて「アプレントイス（apprentice：

見習い)」というテレビのショー番組の司会をしていました。これは、一般視聴者が参加し、会社を建て直したり商品の売り上げを増加させる企画を競わせる番組であり、その中でトランプはすぐれた企画を提出した者を「採用」し、それ以外の者には「君はクビだ (you're fired!)」と宣告しました。彼はこのような経験をつうじてメディアの使い方を知り、共和党の大統領候補者指名競争が始まると、意図してメディアが取り上げそうな発言を繰り返しました。そうすると、必ずメディアはそれを取り上げて「トランプが昨日このようなことを言った」と報道しました。結局、アメリカの多くの選挙民は、毎日、メディアでトランプの顔や発言に接することになり、少しずつ彼の名前と発言が身近なものに変わっていききました。

第2の原因は、相手候補のヒラリー・クリントンの不人気です。彼女はリベラル派の女性活動家の間で人気があったのは事実であるとはいえ、選挙民全体の間での評価は必ずしも高くありませんでした。まず、アメリカには「クリントン・ファティーグ (Clinton fatigue)」という表現があります。これは「またクリントンなの、もう疲れちゃったよ」という感情を指します。ヒラリー・クリントンは1992年の大統領選挙で脚光を浴び、クリントンが大統領に当選した1993年から2000年まで8年間、ファーストレディーでした。2001年から2009年まで8年間、彼女はニューヨーク州選出上院議員をつとめました。その後、2009年から2013年まで4年間、オバマ政権第1期で国務長官をつとめました。要するに、彼女は1993年から2013年まで実に20年間ずっとワシントンで活動していました。したがって、多くのアメリカ人が「まだヒラリーなの？ そろそろ引

退してもいいんじゃないの」と考えたとしても不思議ではありません。

次に、1990年代とは異なり、彼女の印象はかなり悪くなっていました。最近では、彼女は「ウォールストリートを代弁する鼻持ちならない人間」というイメージが定着していました。というのは、彼女は口ではリベラル政策を主張するものの、ウォールストリートと関係が深く、銀行・証券会社の経営者や投資家を前に1回数万ドルの報酬で何度も講演をしていたことが明らかにされています。

また、彼女の人気のなさは、調査結果でも明らかになっていました。ピュー・リサーチ・センター (Pew Research Center) の調査によると、「なぜあなたはヒラリーを支持するのですか」という質問に対して、回答者の32%が「彼女がトランプではない (She is not Trump) から」という選択肢を選びました (表1)。これが意味するのは、ヒラリー支持者の3分の1は、「実はヒラリーをあまり支持したくないものの、トランプが嫌なので、ヒラリーを支持する」ということです。(ただし、嫌われているという点では、トランプも同じでした。)

第3の理由が、選挙制度の影響です。アメリカの大統領選挙の制度は複雑であり、一般有権者は投票日に大統領候補者に票を投じるものの、実際には各州に配分された選挙人に票を投じています。一般投票では、ヒラリー・クリントンが勝っているものの、選挙人票ではトランプが勝っています (表2)。アメリカは連邦制を採用しているため、大統領の選出には選挙人票が使われます。そうしないと、大統領候補者はカリフォルニア、テキサス、ニューヨークなどの人口規模の多い州だけで

表1 候補者を支持する理由

ヒラリー・クリントン支持		ドナルド・トランプ支持	
トランプではない	32%	クリントンではない	33%
経験・実行力	32%	アウトサイダー・変化	27%
争点・政策立場	22%	争点・政策立場	26%
気性・パーソナリティ	12%	本音を言う・パーソナリティ	19%
民主党	5%	共和党	4%

出典) <http://www.people-press.org/2016/09/21/in-their-own-words-why-voters-support-and-have-concerns-about-clinton-and-trump/>

表2 2016年大統領選挙結果

候補者	選挙人投票		一般投票	
	票数	割合	票数	割合
ドナルド・トランプ	304 票	56.5%	6,298 万票	45.95%
ヒラリー・クリントン	227 票	42.2%	6,584 万票	48.04%
合計	538 票	100.0%	13,705 万票	100.00%

注) 州に配分される選挙人の数は、当該州から選出される連邦上院議員数と連邦下院議員数の合計である。2016年大統領選挙の場合、トップ3州は、カリフォルニア州(2+53)、テキサス州(2+36)、ニューヨーク州(2+27)、少ないのは、アラスカ、デラウェア、モンタナ、ノースダコタ、サウスダコタ、バーモント、ワイオミングの7州(2+1)である。州ではないものの、首都ワシントン(コロンビア地区)にも3票が配分されている。

選挙運動を行うことになり、人口規模の小さな州の意向は無視されてしまうからです。

2016年大統領選挙に焦点を合わせると、なぜトランプが2016年の大統領選挙で当選したのかの理由が明らかになります。しかし、当該選挙だけに集中すると、政治経験がなく、短期的な利潤を求めて駆け引きを得意とし、厄介なパーソナリティをもつトランプが勝利した理由は、メディア効果、クリントン候補の人気のなさ、選挙制度にあるということになってしまいます。

### 長期的な政治経済分析

最後に、なぜトランプのような人物があれほどまでに強く支持された理由を探ってみましょう。一言でいうと、その理由は、アメリカでは過去30年以上にわたりネオリベラル政策が採用され続けた結果、産業の空洞化、雇用の喪失、経済的不平等の拡大が起り、アメリカの多くの選挙民はそのような問題を解決しようとしめない政府に対して大きな不満を抱いていたということです。

アメリカは1950年代・60年代の経済的繁栄の時代を迎えた後、1970年代に入ると、経済環境の大きな変化に直面しました。西欧諸国と日本の製品の国際競争力が高まり、アメリカは20世紀になって初めて1971年には貿易収支が赤字になり、さらに発展途上国の製品がアメリカに流入し始めたため、貿易赤字は増大しました。企業は外国政府には市場開放を要求し、連邦政府には減税と規制緩和を要求し、海外に工場を移転しました。1981年に共和党のロナルド・レーガンが大統領に就任すると、規制緩和、減税、企業の海外進出、低賃金労働者の採用などのネオリベラル政策が本格化しました。

当初、それらの政策は成功したものの、その後、成長率は低下し雇用は減少し始めました。しかし、レーガン政権、それに続くジョージ・ブッシュ(父)政権も、アメリカの製造業部門を保護する対策を講じなかった結果、1980年代末には、家電、機械、繊維を含む国内に基盤をおく産業の多くが消滅の危機に瀕しました。他方、労働力市場にも変化が起り、1965年の移民法により、ラテンアメリカおよびアジア諸国からの多数の未熟練労働者が流入し、農業、食品加工、建設、ホテル・娯楽産業で雇用されるようになりました。

1990年代に入り、ネオリベラル政策に期待どおりの効果—自由貿易は雇用を増やす、移民法改正は不法移民の流入を止める—がないことが分かると、1992年大統領選挙では第3党候補(ロス・ペロー)が立候補し、財政均衡の実現、雇用の海外流出阻止、NAFTA反対を訴えました。1996年大統領選挙では別の第3党候補(パット・ブキャナン)が立候補し、銀行優遇政策とNAFTAを批判し、移民の受け入れ停止を訴えました。

さらに、2008年のリーマンショックの後、オバマ大統領は大型景気刺激策、金融安定化、3大自動車会社救済などの緊急経済対策を実施したものの、金融規制の強化を図ろうとはしませんでした。その結果、2009年には、オバマ政権が健康保険改革法案を成立させたことを契機に、「小さな政府」を求めるティーパーティー運動が台頭しました。また、2011年には、ウォールストリート占拠(Occupy Wall Street)運動が組織化され、「99%対1%」をキーワードに経済的不平等の是正を求める声が高まりました。

こうして、2016年の2大政党の大統領候補者指名過程では、共和党ではトランプがティーパー

ティー運動の支持者と貧困白人労働者から支持を受け、民主党ではバーニー・サンダースがウォールストリート占拠運動の支持層やアメリカの将来に不安をもつ若者から支持を獲得しました。

このように長期的に政治経済を分析すると、1970年代後半以降、産業の空洞化、雇用の喪失、経済的不平等の拡大が起こり、政府がこれらの問題を解決しようとしなかったことに対して、アメリカの選挙民の多くが大きな不満を抱いていたことが分かります。したがって、「アメリカ第一」を掲げるトランプのような候補者が出現し、選挙民の多くから強い支持を受けたとしても決して不思議ではありません。

### 3. 多面的分析の必要性

これまでの話から2つの結論を引き出すことができるでしょう。第1の結論は、政治現象を理解するためには、やはり多面的な分析が必要であるという点です。人物・パーソナリティ分析だけでは不十分です。単一選挙の分析だけでもやはり不十分です。結局、長期的な政治経済を分析して初めて、メディア効果、クリントン候補の人気のなさ、選挙人票という特殊な選挙制度に助けられつつも、政治経験がなく、短期的な利潤を求めて駆け引きを得意とし、厄介なパーソナリティをもつトランプに強い支持が集まった背後には、アメリカ政治に対する選挙民の大きな不満—産業の空洞化、雇用の喪失、不平等の拡大—が存在したことが明らかになりました。

第2の結論は、このような分析をつうじて初めて、第2の問い—もしその政治現象に深刻な問題がともなうとするなら、どのようにしたらその問題を解決することができるのか—への解答を引き出すことができるという点です。人物・パーソナリティ分析から、トランプ大統領個人に大きな問題があることが判明したものの、大統領を交代させるだけではアメリカにおける政治不満を解決にはつながりません。選挙分析から、メディア効果、クリントン候補の人気のなさ、選挙人票という特殊な制挙制度によりトランプが大統領選挙に勝利したことが明らかになったものの、これらの要因

と政治不満は直接的に関係しません。結局、ネオリベラル政策を見直し、経済的不平等を是正しない限り、政治不満は解消されず、第2、第3のトランプが出現することになります。

さて、このような政治分析の重要性を強調するのは、現在はフェイクニュースの時代であるからです。われわれはテレビ・ラジオで報道されるニュース内容、活字になった記事内容を正確であると考える傾向にあるものの、その中には「偽りのニュース」が含まれていることが明らかにされています。これは、特定の情報だけを信じると、政治・経済・社会の動きを誤解する可能性が高いということを意味します。したがって、政治・経済・社会の動きを正しく判断するためにも、多面的で総合的な分析が必要ということになります。

皆さんは明日の授業から、政治とは何か、政治学とは何か、政治現象をどのように分析したらいいのかが勉強します。一所懸命に頭を使うと、2年の秋学期の頃には、政治現象を見る眼が養われ、それらの何が問題なのかが分かってきます。こうすると、政治学は面白くなります。さらに、文献を読んで知識を増やし、分析や視野を拡大することができると、政治学はますます面白くなります。皆さんも、なぜこのような政治現象が起こったのか、どのようにしたら問題が解決されるのかという疑問をもち、明日からの授業に取り組んでください。ご清聴ありがとうございます。

#### [新入生への推薦図書]

- アメリカ現代政治を理解するために、次の図書を推薦します。
- 会田弘継『破綻するアメリカ』岩波現代全書 110, 2017年。  
ウィリアムズ, ジョーン・G. 『アメリカを動かす「ホワイト・ワーキング・クラス」という人々：世界に吹き荒れるポピュリズムを支える“真・中間層”の実体』(山田美明・井上大剛訳) 集英社, 2017年。
- 吉野孝・前島和弘編著『2008年アメリカ大統領選挙：オバマの当選は何を意味するのか』東信堂, 2009年。  
吉野・前島編著『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか：支持連合・政策成果・中間選挙』東信堂, 2010年。
- 吉野・前島編著『オバマ政権と過渡期の米国社会：選挙、政党、制度、メディア、対外援助』東信堂, 2012年。  
吉野・前島編著『オバマ後のアメリカ政治：2012年大統領選挙と分断されたアメリカの行方』東信堂, 2014年。

## 経済学の役割とは

——ラストマイル問題を例にして

下川 哲\*

経済学というとお金に関する学問と思っている方もいると思うのですが、今日はまず「経済学というのはもっと視野が広い学問で、お金の話だけじゃないよ」ということを伝えたいと思っています。その上で、ラストマイル問題の事例を使って、最近の経済学の動向と、実際の世の中における経済学の役割について簡単に話したいと思います。

最初に経済学の主な目的についてです。かなりざっくり言い切ると、経済学とは「限られた資源をどのように分配するか、もしくはされるべきかについて分析するための学問」です。これが全てとは言いませんが、これが問題意識の中心になります。ここでいう資源とは、たとえば、土地、水、食料、原油、労働力、時間などです。そして分配とは、たとえば、財やサービスの生産方法、誰がどのように消費するか、などになります。これらは、お金の話とも関係してきます。たとえば、最も安いコストで、できるだけ多く商品を作るためには、どのように材料や労働力を分配するかという問題があります。つまり、どうすれば利益を最大化できるかという問題です。ただ、これは経済学で分析する問題の一例であって、全てではありません。より大きな問題の一例として、「市場」の働きがあります。経済学者は「市場」を「資源を分配するための重要なシステム」と考えているので、市場が経済政策などによってどのように影響されるか、どういう市場が一番うまく資源を分配できるか、といった問題も分析します。

さて、いままで何度か「分析」と言ったのですが、分析するためには、そのための枠組みが必要になります。そして、経済学で使う分析の枠組みの基礎は、個人の行動とその相互作用になります。企業や政府といった組織、そして社会全体は、個

人の集合体として考えます。物理学にならって、個人を分子や原子のように考えるわけです。ただ、物理学と違うのは、個人は自分の意思で動く点です。たとえば、物質同士なら単に衝突するような場面でも、人間同士となると「衝突すること」を予測して回避行動をするかもしれません。もしくは、「相手が避けるだろう」と予測して、自分は何もしないかもしれません。このように、現実の人間の行動や相互作用は、物質の動きや相互作用よりも、かなり複雑になってきます。そのため、より扱いやすい実用的な枠組みにするために、現実の単純化が必要になります。そして、「現実の個人の意思決定や相互作用」を単純化した枠組みがマイクロ経済学になります。

ここで強調しておきたい点は、「現実より単純だから、全く役に立たない」ということはないという点と、「現実的であればあるほど、役に立つ」ということもないという点です。現実世界そのままでは複雑すぎて理解できないから分析が必要なわけで、分析に使う枠組みは理解できるレベルまで単純化せざるを得ないわけです。逆に、分析の枠組みをより現実的にすることで複雑になりすぎて、専門家にすら理解できない枠組みになったら、それはそれで本末転倒なわけです。そのため、分析の枠組みを考える場合、目的に応じたバランスが大事になります。

この単純化は何も特別なことではなくて、普段から私たちもやっていることです。たとえば、下の写真を見て「1個たす1個で、リングが2個ある。」と言っても、「単純化しすぎだ」と文句を言う人はほとんどいないと思います。

ただ、実際は単純化をしているのです。この写真をよく見てください。このリング、完全に同じ

\* 早稲田大学政治経済学術院准教授



りんごではないですよ。形、重さ、色、もしかしたら品種も違うかもしれません。一方で、1たす1とした時の、「1」は全く同じものとして扱っています。つまり、現実のりんごは「完全に同じもの」ではないが、「ほぼ同じもの」として扱うことで単純化しているわけです。ここで、「形が違うから」とか「重さが2グラム違うから」などといって、「1たす1と計算するのは単純化しすぎだ」とは言わないですよ。むしろ、完全に同じではないけれども重要な違いはない、と考えるわけです。それがバランスです。経済学でもこのバランスがポイントになります。

最近の経済学では、従来の枠組みは単純すぎるので、より現実に近い枠組みにしようとする流れがあります。バランスをもっと現実寄りにしようということです。代表的な試みが行動経済学という分野で、人間の心理を考慮に入れた枠組みを提案しています。2017年には行動経済学者のロバート・セイラー教授がノーベル経済学賞を受賞しました。

それでは次に、このような経済学の流れと、経済学の役割を説明するために、ラストマイル問題の事例についてお話したいと思います。ラストマイル問題とは、もう少しで解決できそうなのに解決できていない問題のことで、少なくとも2つのタイプがあります。一つ目は、技術的には100%解決済みなのに、人間側の問題で解決できていない問題。二つ目は、技術的には100%解決できるのに、費用などが現実的ではない問題です。今回は一つ目のタイプに注目します。

より具体的に、途上国における下痢の問題についてみていきます。2015年には、全世界の5歳未満の子供たちの9%が下痢で死亡しました。つまり、下痢が原因で、1年で53万人、1日に1400人以上の子供たちが死亡しています。これらのうち、90%近くは南アジアとアフリカに集中しています。こう聞いたとき、単なる下痢なのに、なに

か良い解決策はないのか？と思いますよね？実際、簡単で安価な解決策があります。

まずは、予防できます。予防接種、母乳育児、石鹸による手洗い、安全な飲み水やトイレへのアクセスを拡充することで、簡単に予防できます。そして、たとえ下痢になったとしても、経口補水塩療法という安価で効果的な治療法があり、ほぼ100%完治できます。この経口補水塩は、最近の日本では日射病対策としてスーパーマーケットなどで目にしていても多いのではないのでしょうか。途上国では下痢の治療法として広く使われています。

実際、予防や経口補水塩のおかげで、下痢で死亡する子供の数は2000年の約120万人から2015年の約50万人にまで激減しました。インドでは5歳未満の子供の死亡率が1960年の24%から2015年の4.8%まで改善しています。ただ、改善したとはいえ、日本の0.29%と比べると未だかなり高い死亡率です。そして、2015年以降、5歳未満の子供の死亡率はほとんど改善されていません。

5歳未満の子供の死亡率をさらに減らすための最も簡単で効果的な方法の一つは母乳育児です。しかし、開発途上国において6ヶ月未満の子どもが母乳のみで育てられる割合は40%以下です。なぜなのか？母乳が出ないのか？残念ながら、そう単純ではありません。いくつもの現地調査から、母乳が出て粉ミルクを併用する母親が多いことがわかっています。皆さんはまだ学生なので、粉ミルクを作ったことがある人は少ないと思いますが、粉ミルクは水と混ぜて作ります。そして、この混ぜる水が安全でないと、粉ミルクも安全ではないわけです。一方、母乳というのは母親の体を通して作られるので、母親がフィルター代わりになって、比較的安全なのです。だから、粉ミルクを使われると、栄養素とかそういう問題ではなく、水の問題で危険なのです。そのため、母乳が出るなら母乳だけで育ててほしい。しかし、なか

なかそれを実行してもらえない。

ただ、たとえ下痢になったとしても経口補水塩があります。しかし、開発途上国における、子どもの下痢に対する経口補水塩の使用は、3分の1にとどまっています。なぜなのか？経口補水塩が高価すぎるのか？この可能性は低く、経口補水塩は極めて安価もしくは無料で提供されていて、これほど低い使用率を説明できません。それでは、本当は下痢以外の死亡原因があるのではないのか？この可能性も極めて低いといわれています。ほとんどの場合、下痢による脱水症状が死亡の主な原因です。

それでは、なぜ母乳のみでの育児もしないし、経口補水塩も使わないのか？技術的には、母乳のみでの育児と経口補水塩療法で解決できるはずの問題です。しかし、その解決策を実行してもらえない。これが、ラストマイル問題になります。そして、このような問題を解決するために、従来の経済学で重視されてきた要素（価格や情報など）の影響についていろいろと研究されてきました。しかし、従来の経済学ではこのようなラストマイル問題をうまく説明できないことがわかってきています。経済学を抜きにしても、多くの人たちが「途上国の人の教育レベルが低いのが原因」と思い、「教育すればよい」と考えています。そして、途上国での教育プロジェクトに多くのお金が投資されています。しかし実際には、教育してみてもあまり状況は変わっていません。行動が変わらないのです。

なぜか？問題はメンタルモデルと現実がうまく一致していないことです。途上国の一部の人たちは、「下痢になったら水を飲まない方がいい」、「母乳より粉ミルクの方が健康にいい」と信じ切っているわけです。このような人々に、いくら正しい情報を提供しても、そのような人たちのメンタルモデルが変わらない限り、行動は変わりません。従来の経済学では、「知識を変えれば行動も変わる」と、単純化していました。しかし、現実では知識を変えることと、「こころ」を変えることは別の事だということです。そして、「こころ」を変えない限り行動も変わらず、この部分がラストマイル問題のボトルネックになっています。そして、このようなラストマイル問題に対してより効果的な解決策を提言できるような、より現実的な

枠組みが必要になってきているということです。

この事例から経済学の役割についてまとめると、次のようになります。世の中では技術的問題が解決すると問題がすべて解決したように考える傾向があります。しかし、人間側の問題が残っており、人間の行動を変えるようなイノベーションも必要になります。そのため、技術革新の効果を最大化するためにも、このような人間側の問題について分析し、改善策を提案することが経済学の大事な役割の一つになります。

さいごに、今後の経済学の方向性について話して、終わりにしたいと思います。まず申し上げておきたいのが、ラストマイル問題のような事例があるからといって、従来の経済学が完全に否定されるわけではないという点です。多くの場合、人間の意思決定はかなり合理的で、従来の経済学の枠組みでも十分に分析できます。ただ一方で、人間は不完全な生き物であり、従来の経済学では説明できない場合も少なくありません。そこで、限られた資源をより効果的に活用するためにも、もっと人間の不完全性を考慮に入れた分析の枠組みが必要で、行動経済学などが注目されている理由でもあります。

そして今後は、心理学、政治学、経営学、芸術、より科学的な手法（実験など）の知見を取り入れて融合していく必要があります。今後の社会科学全体の大きな課題の一つとして、人間の心理と行動の複雑な関係をより科学的に明らかにしていく必要があるからです。これはすごく難しい問題で、課題は山積みです。ただ、別の見方をすると、これは若い世代にとっては大きなチャンスでもあります。これから始まる大学での勉強は、全てがエキサイティングな内容とはいかないですが、このようなチャンスを生かすための基礎トレーニングだと思って、自分なりの問題意識をもってがんばってください。

#### 【新入生への推薦図書】

Poverty and Famines  
Thinking, Fast and Slow  
Mostly Harmless Econometrics

異なる分野から1冊ずつ選んでみました。日本語訳の本もあります。

## セクシズムと言語。フランス語の例と現在の議論

ブロッソー・シルヴィ\*

最近、様々な言語に於けるセクシズムを表現する単語、言い方、話し方はフェミニストの活動家やジェンダー研究と言語学の専門家の狭い範囲を広げて、メディアと世人の一般的な話題になった。この論文は、フランス語の事例を述べるが現在のグローバル化した世界にてフランス語についての議論と変化、つまりフランス語の進化は他の言語と社会の意識と関係がある。

### 男性形、女性形は何だろうか？

ヨーロッパ言語には、概ね名詞の性の区別がある。フランス語の基になったラテン語では、性が男性・女性・中性の三つに分かれていた。しかし、現代のロマンス諸語（イタリア語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ルーマニア語など）では中性が消失したので、名詞は、男性名詞 (*nom masculin*, n. m.) か女性名詞 (*nom féminin*, n. f.) のいずれかとなる。

フランス語では、原則として文法的性 (*le genre*, ジャンル) は生物学上の性とは全く関係ない。各単語の形式上の特性である。文法上のジャンルは大抵ラテン語から来ている。多くの場合は恣意的に決められた。

例を挙げると

*une guitare* (n. f.), *a guitar*, ギター ; *un violon* (n. m.), *a violin*, バイオリン  
*une libellule* (n. f.), *a dragonfly*, トンボ ; *un papillon* (n. m.), *a butterfly*, チョウ  
*une libellule mâle*, *a male dragonfly*, オスのトンボとはフランス語で女性形の表現である ;

*un papillon femelle*, *a female butterfly*, メスのチョウとは男性形である。この例のように文法上のジャンルは生物学上の性と違う。

ラテン語では女性形、男性形、中性形もあったと述べた。例を挙げると

女性名詞 : *rosa*, *rosae* ; *une rose*, *a rose*, バラの花  
男性名詞 : *mons*, *montis* ; *un mont*, *a mount*, 山  
中性名詞 : *templum*, *templi* ; *un temple*, *a temple*, 神殿, 寺院

ロマンス諸語では男性形と女性形以外に中性形がない。中性形が無くなり男性形がこれを吸収した。フランス語では女性形の例外は一つ二つしかない。例えば, *mare*, *marum* は *la mer* (n. f.), *the sea*, 海。イタリア語では *il mare*, スペイン語では *el mar* 両方は男性名詞である。

ジャンルはラテン語から来て恣意的に決められたと言った。しかし、全ての事物は男性 (オス) のものと女性 (メス) のものを比べたり、合わさったりして成っている。これは集合的無意識に加わり想像力を培う。ジャンルはフランス語に性的な感じを与える。こういうことは芸術や文学や詩などにはつまり私達の精神表象に影響を与えることである。例を挙げると *le soleil* (n. m.), *the sun*, 太陽 ; *la lune* (n. f.), *the moon*, 月。フランス語では太陽は男性名詞で、月は女性名詞であるがドイツ語ではこの単語の文法上のジャンルは逆である。前の例の *la mer* はフランス語では女性名詞で、イタリア語 *il mare* とスペイン語では *el mar* 男性名詞である。ジャンルによって、連想させたイメージは違う。

新しい単語もジャンルがある。例えば新しい機械、技術の名詞は文法的性がある。面白い例は Nintendo のゲームボーイ (Game Boy) である。

\* 早稲田大学政治経済学術院教授



版画家：Jean-Théodore de Bry, 著作 *Atalanta Fugiens*, 著者 Michel Maier, 1617 年  
Le soleil et la lune, 太陽と月の表象。

男性名詞か女性名詞か？実際にはディスカッションがある。Nintendo のウェブサイトはいつも **Le Game Boy** (n. m., 男性名詞) を使っているけれども、一般の使用は **La Game Boy** (n. f. 女性名詞) という。同じく **La Play Station**, **la Wii**, **la DS** を使用する。このものはゲームのコンソールである。フランス語では **console** は女性名詞であるので当然にゲームボーイも女性名詞になった。

ところで、ここで問題としているのは「文法上の性」(genre grammatical) であり、「生物学上の性」(genre biologique) とは一応区別されるものである。しかしながら、両者の間に一定の関連性を保つ場合がある。生物学上の性の区別があり、文法上も性の区別があるもの(主に人間)である。この場合は、生物学上の性と文法上の性が一致する。生き物には(主に人間に関するが、人間に近い哺乳類と動物にも関連する)文法上の性(ジャンル)は生物学上の性と一致している。例えば **une fille** (n. f., *a girl*, 女子) は女性名詞, **un garçon** (n. m., *a boy*, 男子) は男性名詞である。例を挙げると **un prince** (n. m.), *a prince*, 王子, **une princesse** (n. f.), *a princess*, 王女; **un acteur** (n. m.), *an actor*, 俳優, **une actrice** (n. f.), *an actress*, 女優なども同じである。

文法性は名詞, 代名詞, 形容詞, 冠詞, 過去分詞に付与されている。その単語は名詞のジャンルに一致している。フランス語のすべての形容詞は、

男性形と女性形をもつ。これは、名詞の性に形容詞の性を合わせなければならないからである(性の一致)。原則としては、男性形に女性語尾「-e」をつけると女性形になる。但し、男性形が「-e」で終わっている場合には、重ねて「-e」をつけない、無変化である。

以上が、形容詞の性の変化の原則である。例を挙げると

**un petit garçon**, *a little boy*, 男の子;

**une petite fille**, *a little girl* 女の子;

**un petit garçon intelligent**, *an intelligent little boy*, 頭のいい男の子;

**une petite fille intelligente**, *an intelligent little girl*, 頭のいい女の子。

**Il est acteur**, *he's an actor*, 彼は俳優である。

**Elle est actrice**, *she's an actress*, 彼女は女優である。

## 歴史を少し見ると

17世紀からは学者や機関が男性を優先させるために男性形を使いフランス語に影響を与えた。意図は男性を優位にさせ、男女平等や男女同権に反対することだった。言語は男性たちの優越を強める手段であった。現代、他の学者達はより公正にするための解決策を求めている。

まず、次の二つの点は皆さんもよくご存じだと思いが重要な点なので付け加えたいと思う。

第一：時代によって、社会によって、すべての言語は影響を受けて、変化する。純然たる言語はない。

第二：男性支配の制度は人が作ったものである。文化的、社会的なものである。自然に備わっているものではない。

近年、文学研究者と女性史研究者は17世紀からフランス語の男性化の浸透に努力、長いプロセス、長い過程が行われたことを理解している。もちろん、このプロセスは社会における男性優先活動、男性支配活動の一部にすぎない。

歴史の重要な点を手短かに説明する。中世から法学者、法律家、教授、つまり知識人やインテリなどのエリートは長い間キリスト教会の男性の聖職

者であった。なぜかといえば、キリスト教会はほとんど19世紀まで教育機関を独占していた。当然、学者は男性、独身、キリスト教徒であった。長い間、彼らの言語はラテン語だったのでラテン語は法律と知識と権力の言語であった。19世紀当時、フランス語は土着語のような言葉として使っていた。日常生活や、社会関係の言葉で、その上、文学や、詩などを表現する言葉であった。学者はフランス語に関心がなかったので方言のように自由に、柔軟に、規則に縛られず使用した。

印刷術の発明で大変化が起きた。印刷術は1475年から普及した。印刷術で言語についての思考、翻訳、最初の辞書、語源論、正書法などの本が発行された。

1539年、法律に関するすべての書類はフランス語で書かれるべきだという政令が出た。ヴィレル・コトレ勅令は、ヴィレル・コトレ市で1539年にフランスのフランソワ1世が署名した条項であった。主な目的は、公文書におけるラテン語の使用を廃止することだったが多くのフランス地域圏で話すその他の言語や方言の使用に対して影響もあった。フランス語はラテン語と同じように重要になった。

この時代背景の下で近代の国家形成が生まれた。フランスにおいては、国王の権力は強固になっていった。結局は絶対君主制になっていった。その頃には国家の官職は大規模に開発されていった。国家官職員が増加した。誰かといえば主にカトリック教会の男性であった。そしてこのモデルは長く続いて、国家官職員はキリスト教徒の男性で、女性のみならずユダヤ人もものけ者であった。

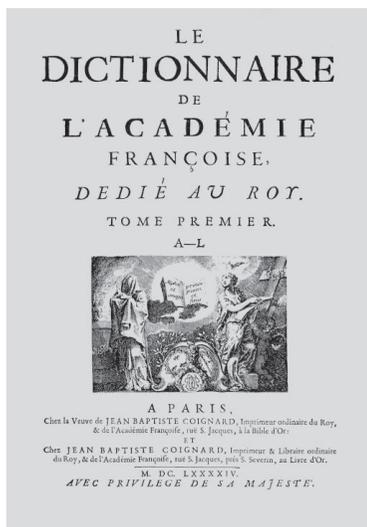
フランスはヨーロッパにおいて、最も早い時期に国家を建設した国である。同時に、男性の支配社会もますます強固になった。たとえばフランスの王位継承から女性を除外した。そのため、1460年ごろにはサリカ法典を再発明された。この状況の意図は、フランスの国家をキリスト教徒の男性によってキリスト教徒の男性のために作られるべきだということである。

## 言語の取り扱い、男性化の過程

フランス語にたいして、17世紀の初めの重要な人物はマレルブという人である。フランソワ・ド・マレルブ (François de Malherbe, 1555 ~ 1628) は法官の家に生まれ、1605年にはアンリ4世に招かれ宮廷に入り、貴族の注文を受け詩を作ることになる。権威のある宮廷詩人になった。マレルブはそれまでのフランス詩に使われていた古語や方言を排し、文法的な整合性や厳格な詩法を要求して、近代フランス語の確立に重要な礎石を据え、フランス詩の方向を決定づけた。フランス語の整理と明晰さと純化に執着していて、固定観念なほどになった。マレルブの意図はフランス語からフランス語ではない不純物を一掃することであった。すなわちイタリア語的語法、地方的語法などを取り除いてフランス語を純化することであった。

マレルブの仕事をした人はボージュラという文法学者であった。ボージュラ (Claude Favre de Vaugelas, 1585 ~ 1650) はフランス語を純化し、規準を確立する目的で『フランス語に関する覚書』を著した。彼も目的は純粋なフランス語の完璧さであった。その当時から「それは正しくないですがこれは正しいです。」という決まり文句がでてきた。ボージュラはアカデミー・フランセーズの創立会員の一人であった。文法学者でアカデミー辞典の編纂にたずさわった。

1635年に新しい学術団体が創設された。アカデミー・フランセーズ (l'Académie française) は、フランスの国立学術団体である。宰相リシュリューに認められ、ルイ13世治下の1635年、正式に設立された。当初の役割はフランス語を規則的で誰にでも理解可能な言語に純化し、統一することであり、その目的を達成するために辞書と文法書の編纂を重要な任務としていた。女性は当然入会できなかった。今まで、アカデミー・フランセーズの使命はフランス語の辞書を作成して、純粋なフランス語を守ろうということである。アカデミー・フランセーズは会員が40名の小さい学会で、新会員を現在の会員が選ぶのでとても狭いサーク



1694年、ルイ14世（フランス王）にささげられたアカデミー・フランセーズによる辞書（アカデミー辞書）の初版。

ルである。

1980年に初めて女性の作家が入った。たった38年まえにすぎない。今、女性の会員は4人で90%は男性である。1635年のはじめから、合計8人の女性が入った。アカデミー・フランセーズの会員になることは絶大な名誉である。会員の見解はまったく正当性がないが年を取った有名な作家、政治家、研究者で、今もなおメディアにアクセスしやすいので影響を与えている。アカデミー・フランセーズの会員は有力者であり、保守的な学会である。

17世紀の時、フランスの国家は強固になって、公用語も構築されてきて、徐々に正書法も文法も定着してきた。あまねく、辞書の編纂は国家の建設に役立つ公用語の存在価値を生み出す。このアカデミー・フランセーズによる辞書（アカデミー辞書）は1694年に初版が出版された後、8回（1718年、1740年、1762年、1798年、1835年、1878年、1932-1935年、1992年）の改版を重ね、現在に至っている。

### 女性の逆説的な除名

その当時、女性に対する障害がとても多かった。教育の場所は禁止されたり、または制限されたり

していた。アカデミーも禁止され、国家官職もインテリのキャリアも禁止されていて、強制的に母性と家事を女性向きの役として確立された。そのうえ、女性の学者はばかにされた。たとえば『女学者』（仏語原題：*Les Femmes Savantes*）は、モリエール（1622～1673）の戯曲で、1672年発表し、同年初演した。女性には専門的知識は必要ないというモリエールの考えが、学問に興味を示さないアンリエットが最も機知に富む女性として描かれていることに示されている。つまり女性の選択は知識のないことあるいは知識を持っている場合は表さないことであった。

しかし、逆説的に17世紀には、宮廷にいる女性は実りある文学界になった。彼女たちはフランス文学の最初の小説と最初のベストセラーを書いた。例を挙げるとマルグリット・ド・ヴァロワ（*Marguerite de Valois*, 1553～1615）は、パリの郊外の城で、アンリ2世とカトリーヌ・ド・メディシスの三女として生まれた。ニックネームのマルゴは、後にそれぞれフランソワ2世、シャルル9世、アンリ3世となった3人の兄たちによって名づけられた。幼い頃から際立つ美貌と、ギリシャ語、ラテン語などの語学や哲学などにも造詣が深い彼女は、宮廷の華として誰もが憧れる絶世の美女として成長していった。回顧録を執筆し、『回想録』（仏語原題：*Mémoires de la reine Margot*）は数世紀にわたり人気があった。マルゴ王妃（*La Reine Margot*）と呼ばれ、アレクサンドル・デュマ・ペールの歴史小説『王妃マルゴ』（1845年）のヒロインになった。デュマの小説にはマルゴは血なまぐさい時代の中に性的変質者になった。1994年にデュマの小説より、パトリス・シェロー（1944～2013）という有名な映画監督兼演出家による映画化作品ができた。ある男性が作った作品ではマルゴ王妃は後世に怪しげな女性の残像を残す。日本では2012年から連載中の漫画にもなっているが、萩尾望都という漫画家は歴史の資料を使用して、まったく違う主人公を想像しているだろうか。

もう一つの例はセヴィニエ侯爵夫人（*Marquise de Sévigné*, 1626～1696）、フランスの貴族であった。日本ではセヴィニエ夫人 *Madame de Sévigné* の名で知られる。愛娘へ宛てて書き送った、機知に富み17世紀の鮮やかな時代風景をつづ

た書簡が有名であるため、書簡作家ともいわれている。

最後の例はラ・ファイエット伯爵夫人 (Marie-Madeleine Pioche de La Vergne, comtesse de La Fayette, 1634～1693), いわゆるラファイエット夫人 (Madame de La Fayette) は、フランスの女流作家であった。1634年にパリに下級貴族の家庭で生まれ、若くしてギリシャ語、ラテン語、イタリア語などを学んだ。少女時代から摂政母后アンヌ・ドートリッシュに仕え、サロンの花形となった。1655年、ラファイエット伯爵と結婚して、オーヴェルニュの領地に暮らす。1660年ごろには夫婦仲は疎遠になっていた。セヴィニエ夫人とも交流をした。『クレヴの奥方』(1678年、仏語原題: *La Princesse de Clèves*) などの作品を残し、1693年に死去した。『クレヴの奥方』という著作はフランスにおける最初の近代的な恋愛小説である。現在まで読まれて、研究されているフランス文学の傑作である。

けれどもこのような文学作品の深い創造性にもかかわらずフランス語の男性化の働きは強くなっていた。いろいろな職務、職、役職や地位は女性に禁止されているので、それらに関する単語すなわち名詞の女性形はなくなった。例えば、*médecin* 医者, *docteur* 博士などである。代表的な例は *un auteur* (n. m.), *une autrice* (n. f.), 著者, 作家という意味する単語である。16世紀には *auteur*, *autrice* という単語は *acteur*, *actrice* と同じ接尾辞であったので違和感はなかった。17世紀では、*autrice* はまだ使用されていたけれども不正確な単語とみなされ始めた。18世紀ではある辞書の中にまだ記入されているが、はっきりと不正確な単語だと書いてあった。アカデミー・フランセーズはこの単語の使用を認めていなかったからである。*Auteur* という単語は女性形がないと書いてあった。この単語の例のように、フランス語の男性化は強制され、時間のかかった長いプロセスであった。18世紀は啓蒙の世紀と言われる。哲学者や学者が作った百科全書 (*L'Encyclopédie*, 1753年) のなかに *Citoyen*, (*Citizen*, 公民, 市民) という項目がある。*Citoyen* という単語も同様に女性形がないと書いてある。なぜかといえば。公民権は投票権と同一視していた。女性は投票権を持っていないので



版画家: Etienne Jehandier Desrochers (1668-1741), ラファイエット夫人の肖像, 17世紀。

*Citoyen* の女性形はいらないと説明された。フランスには投票権は1944年まで男性の特権であった(日本では1947年)。女性は作家, 公民, 市民, 教授, 医師, (*auteur*, *citoyen*, *professeur*, *médecin*, ...) その他の職業, 地位に就けないので女性名詞は不要である。

19世紀の初めには、男女不平等は法律の全書で承認されていた。男性より女性は低い地位に甘んじていた。1804年のナポレオン法典で既婚女性は未成年者, 犯罪者, 精神異常者のように民法上の私権がないと書いてある。法律で1938年まで女性は未成年者と同じ身分であった。

19世紀から、ヨーロッパでは多くの女流作家は男性のペンネームを選んだ。フランスで一番有名なのはジョルジュ・サンド (*George Sand* 1804～1876) である。本名はアマンティヌ・デュパン (*Amantine Dupin*) であった。サンドは多くの小説を書くだけでなく、初期のフェミニストとしても知られる。結婚に反対し、自由恋愛を可とし(サンドとフレデリック・ショパンの大恋愛の記憶像が残る), いつも男性の洋服を着ていた。現在まで、男性のペンネームの習慣は続けられる。最近、人気のある刑事ものの小説家のフレッド・ヴァルガス (*Fred Vargas*, 1957年) は自分の名前を男性化した。

## 文法に戻り

19世紀にフランス語は国民教育が普及したおかげで真に皆の言葉になっていった。フランス語は学校の言語で方言は禁止されていった。国民教育は男の子には1830年から始まり、女の子には1880年からであって、半世紀も遅れた。その時代の重要な人物はニコラ・ベシュレール(1802～1883)という文法学者である。ベシュレールは国民教育のために文法書を発行した。この文法書は正しいフランス語を確立することを使命とした。ある章の題は「*noms qui expriment des états, des qualités qu'on ne regarde en général comme ne convenant qu'à des hommes : professeur, graveur, compositeur, traducteur, auteur, docteur, philosophe, poète, ... professeuse, graveuse, compositrice, traductrice existent mais ces mots n'ont été inventés que pour les hommes*」。「一般に男性だけに適合する職業と地位を表現する名詞：教師、版画家、作曲家、翻訳家、著者、博士、哲学者、詩人など、この単語は女性形があるけれども男性のためだけに作られた。」

17世紀から学者はとある女性名詞を削除しただけではなく、文法の規則も変えた。フランス語の使用も文法の規則も改正され、ある言い方が勧告されて他のは使用禁止されていった。考察ができる、言語のこの高度な複雑さは戦略である。教養のある人と教養のない人とを区別する手段になった。完全に言語は権力と社会支配の手段になっている。

フランス語では、形容詞、代名詞、冠詞は名詞のジャンルと数の一致の規則が変わった。その時まで、規則より使用の習慣は近接の一致の方法を使った。すなわちすぐ前にある名詞の性と数と一致させることである。例を挙げると：

**Des garçons et des filles intelligentes** ; 頭のいい男子たちと女子たち

**des filles et des garçons intelligents** 頭のいい女子たちと男子たち

Filles は女性名詞なので後についてある形容詞は *intelligentes*, 女性形になっている。Garçons は

男性名詞の後についている形容詞は *intelligent* 男性形になっている。前記に挙げたマレルブそしてボージュラは近接の一致をすることに反対したが使用が続いた。現代のスペイン語とポルトガル語はこのジャンルの一致の方法を使用しているようである。

Un garçon et 100 filles ; **elles** sont intelligentes は **ils** sont intelligents になった。*One boy and 100 girls; they are intelligent*. 男の一人と女の百人がいる；彼らは頭がいい。il/ils (彼/彼ら ; *he/they*) は男性形の主語代名詞, 女性形は elle/elles (彼女/彼女たち ; *she/they*)

ボージュラは説明と正当化した：« Le genre masculin, étant le plus noble, doit dominer toutes les fois que le masculin et le féminin se trouvent ensemble. » 「男性のジャンルは一番高貴であるので毎回男性形と女性形は一緒にある時男性形は支配するはずである。」これは文法的真理ではなく思想, イデオロギー上の真理であるけれども文法のルールになった。前の例は何人でも *des garçons et des filles intelligents* になった。

ニコラ・ボーゼ Nicolas Beauzée (1717～1789) という文法学者とアカデミー・フランセーズの会員が1767年に書いた『一般文法』では « Le genre masculin est réputé plus noble que le féminin à cause de la supériorité du mâle sur le féminin » 「女に対する男の優越という理由で女性形より男性形のほうが高貴と思われている。」19世紀、ベシュレールは使用がこの状態をもたらしたと言った。なぜならば。« Le masculin est plus noble que le féminin » 「女性のより男性の方が気高いのである」という論拠を書いた。19世紀に国民教育用の文法の教科書にこの規則は覚えやすい決まり文句になった：« Le masculin l'emporte sur le féminin » 「女性形より男性形が勝る」。これは文法の規則だけではなくて男性は女性を支配することを教える社会の規則である。文法は学術的に言語を記述する研究といわれているが現実にはメッセージを表現している。男性の絶対的な地位、優位に対して女性の絶対的な服従と控えというメッセージを表している。

17世紀からフランス語の男性化の企ては大規模になった。辞書も文法書も社会に女性達を見せないように活動した。女性の不可視化 (*invisibili-*

sation, *invisibilization*) と言われている。

現在, とあるフェミニスト達が言語でのジャンルのカテゴリーの廃用を望んでいる。例えば, スウェデンに新しい代名詞が出た。スウェデン語では *han* は *il/ 彼 /he* と *hon* は *elle/ 彼女 /she* である。新しい中性形の代名詞 *hen* はでてきた。フランス語でも提案と考えが出始めている。ダナ・ハラウエ (*Donna Haraway, 1944年*) は「文法とは政治をするもう一つの方法である」と言った。ダナ・ハラウエは当初は実験生物学を専攻していたが, 後に科学史に転じ, 科学技術の進展をフェミニズムおよびジェンダーの視点で考察しているアメリカの学者である。

### もう一つの問題

前記のとおり, ラテン語系の言語では男性形はラテン語の中性形を吸収したということを説明した。したがって男性形は一般や普遍性を表現する。例えば *homme (man, 男)* という単語の意味と使用を見よう。

ラテン語では *homo, homin is* という単語の意味は人間, 人類, 人である。たとえば, *Homo Sapiens* ホモサピエンスの表現にこのホモである。男性を示すために *vir, viris* という単語がある。フランス語にある *viril, virilité* と英語にある *virile, virility* はラテン語の *vir, viris* に由来する。

問題はラテン語の *homo, hominis* に由来する *homme* は男, 男性, 人, 人間, 人類の意味を包含している。英語の *man* はラテン語に由来しないけれども同じ現象が起きた。1970年代に出たフェミニストの有名なスローガンは *Un homme sur deux est une femme. One man on two is a woman.* 日本語で翻訳すると「人間の二人に一人は女性である」という文章であり, 別に問題がない。けれども長い間ラテン語系の言語とも英語とも次の表現を:

La déclaration des droits de l'homme — *The declaration of the rights of man* — 人権宣言  
 Les origines de l'homme — *The origins of man/ mankind* — 人類の起源  
 L'évolution de l'homme — *The evolution of man* — 人間の進化

と書いたり, 言ったりしている。この表現は男性中心主義を助長して, 父権制社会, 家父長制社会を維持し, 女性の姿をくらしつつある。パリにある *Musée de l'Homme* 人類博物, 無意識にこの考え方を追求している。

*Time Magazine* というアメリカの週刊誌は毎年代表的な人について特集を発行する。1999年まで *Man of the year* という特集であったが1999年から *Person of the year* になった。少しずつ *man* が付いている表現は変化していった。例えば, *Man rights* は *Human rights* になったという代表的な例である。*Man* という単語より *person, humanity, human being* などを使用し, 新たな



パリにある国立人類博物館のホームページ, 2016年。Homme (人間, 男) という単語は三回書いてある。イメージも男性の表象である。これは女性の不可視化の例。

表現も出現している。英語より他の言語は反省を始めた。フランス語でも *Droits de l'homme* より *droits humains* を使用し始めている。

つまり、言語におけるこのような女性蔑視という問題は言語学のレベルを超えて、社会にいる女性の存在にかかわる重要なことであり、女性の存在の権利にもかかわることである。これ程の女性差別は女性の姿を完全に消そうとしているからである。

フランス語だけでなく、同じような議論はドイツ語や英語やラテン語系の言語にもある。

### 結論として現代の焦点を考える

ある事態を述べる単語は中立的でも客観的でも自然的でもない。単語はこの事態の構成を反映している。言語はコミュニケーションの手段より有意義である。言語は私達の世界観を表して、お互いに言語は私達の世界観の形成に貢献している。言語は男性優位の企てを反映している。目的は女性を学問、職業、職務、地位、すなわち権力から締め出すことである。現在、このプロセスを歴史的に、学術的に研究して、理解して、崩すべきである。

最初にフランス語圏の国でフェミニストは勉強を始めた。1970年代から北アメリカにあるケベック州その後にはスイス、ベルギー、フランスはだいぶ遅れた。メディアと国立機関とももちろんアカデミー・フランセーズの抵抗のせいである。フランスには1984年からフランス語の女性化を促進するために、政府委員会が創立された。まず役職名の女性名詞を使用すべきである。

フランス語は言語としてセクシストではないが文法性ははっきりとした特徴がある。そのうえ、言語のある使用はセクシストである。中性形を導入することは難しいけれどもフランス語の男性化を減少させるために色々な努力はしている。

最近にはインクルーシブ書法 (*écriture inclusive*, *inclusive writing*) についてメディアや社会で燃える議論となった。インクルーシブ書法の目標は女性が可視になること、社会における女性の現実的な地位を現すことである。従って、言語でも占

める位置を現すことである。インクルーシブ書法は何であるか。

第一の点は職務、職業、肩書などの女性名詞を改めて常習的に使うことである。例を挙げると *un professeur, une professeure* (教師, 教授)。

第二の点は団体について述べている時、総称の男性形をやめて男性形と女性形を使うことである。例を挙げると早稲田大学の学生たちは *les étudiants de Waseda* より *les étudiantes et les étudiants de Waseda ; les étudiant.e.s de Waseda ; les personnes étudiant à Waseda*, など、いろいろな書き方を想像することができる。

第三の点は人間と人類を指名するために *Homme (man)* という単語をやめて、他の表現と単語を使うことである。例えば、*Musée de l'Homme* より *Musée de l'Humanité* の方がいいのではないか。

アカデミー・フランセーズはインクルーシブ書法に対して絶対的に反対しており、この書き方はフランス語の死の危険だと言っている。しかし全ての言語は使用で変化している。それゆえにインクルーシブ書法を使い、徐々にフランス語は社会における女性達の地位を表していく必要がある。

#### [参考資料]

- Eliane Viennot, *Non, le masculin ne l'emporte pas sur le féminin ! Petite histoire des résistances de la langue française* - Donnamarie-Dontilly, éditions iXe, 2014
- Thierry Hoquet, « Rêver le monstre d'une langue sans genre », *Critique*, avril 2016
- <https://lesigneetleverbe.wordpress.com/2012/10/14/la-langue-francaise-est-elle-sexiste/>
- Anne-Charlotte Husson, blog *Ca fait genre* -<https://cafaitgenre.org/2013/12/10/feminisation-de-la-langue-quelques-reflexions-theoriques-et-pratiques/>
- <https://cafaitgenre.org/2014/09/03/slogans-2-un-homme-sur-deux-est-une-femme/>
- <https://cafaitgenre.org/2013/01/02/la-theorie-du-genre-nexiste-pas/>
- <https://cafaitgenre.org/2012/05/08/aurons-nous-bientot-une-premiere-ministre-la-feminisation-des-noms-de-metiers-et-fonctions/>
- <https://cafaitgenre.org/2012/04/13/la-vie-les-courses-et-ta-mere-au-feminin/>
- <https://cafaitgenre.org/2012/01/06/masculinfeminin-3-ce-que-veut-dire-homme/>

[日本語の参考資料]

- 佐々木瑞枝 (監修), 日本語ジェンダー学会 (編集), 『日本語とジェンダ』, ひつじ書房, 2006/6
- 佐々木瑞枝 (著), 『日本語ジェンダー辞典 単行本』, 東京堂出版, 2009/6
- 陳 一吟 (著), 『日本語におけるジェンダー表現—大学生の使用実態および意識を中心に』, 比較社会文化叢書 Vol.28, 花書院, 2013/3/15
- 中村桃子 (著), 『女ことばと日本語』, 岩波新書, 2012/8/22
- 水本光美 (著), 『ジェンダーから見た日本語教科書—日本女性像の昨日・今日・明日』, 大学教育出版, 2015/4/28

# 保障水準から見る中国年金制度改革のあり方

邢 雪歌\*

## 論文要旨

中国では、職工年金と住民年金という2つの年金制度がある。本論は、両制度の所得代替率を推計し、保障水準の視点から現行中国年金制度の問題点を分析する。主な推計結果は：①加入者が低収入者である場合、両制度のどちらかに加入しても、基本生活が保障されない可能性がある。②両制度とも、基礎年金の給付水準が保障水準の最低限に大きな影響を与えるが、基礎年金と個人口座の役割分担が曖昧である。③両制度の格差が大きくて、補完的な関係になっていない。結論として、中国では、2つの年金制度があるが、本当の意味での老後の基本生活を保障できる制度にはなっていない。最後の所で、政策的なインプリケーションとして、2つの改革が考えられることを示す。①住民年金基礎部分の給付水準をもっと合理的な水準まで引き上げる。②職工年金の基礎部分の役割を明確させた上で独立させ、これによって国民をカバーし、個人口座が上乘せるという可能性もある。

## はじめに

改革開放以来、中国経済は急速に発展し、世界の注目を集めているが、少子高齢化も速いスピードで進行している。その結果、中国年金制度が厳しい試練にさらされている。年金は、高齢者の重

要の収入に違いない。中国では、職工年金と住民年金という2つの年金制度がある。両制度とも「基本生活を保障する」ことを明確な政策目標にしている。しかし、両制度とも、年金給付の決まり方から見ると、本当に老後の基本生活を保障できるかという不安を拭いきれない。本論は、両制度の所得代替率を推計し、推計結果によって保障水準の視点から現行中国年金制度の問題点を分析する。

具体的には、次のような構成で進めていく。まず、1において中国年金制度と先行研究を紹介する。次に、2において使用するデータと研究方法を説明する。続いて、3において推計結果を分析し、両制度の問題点を指摘する。最後に、4において改革の方向について考察する。

## 1 中国年金制度の概要と問題点

### 1.1 中国年金制度の概要

現在の中国には、2つの年金制度がある。1つは『企業職工基本養老保険制度（以下「職工年金<sup>(1)</sup>」）』であり、もう1つは『城郷住民基本養老保険（以下「住民年金」）』である。

職工年金は1997年に設立された。2005年、「企業従業員基本養老保険制度の整備に関する国务院の決定（以下2005年「決定」）」が發布され、適用者の拡大および保険料率と年金給付の算定方法について改革した。その後、ずっと2005年「決定」の内容にしたがってきた<sup>(2)</sup>。年金制度の根本的な変更は1997年改革によって行われた。1997年改革前に定年退職した者を「老人」、1997年改革前

\* 早稲田大学大学院経済学研究科博士課程3年

表1 職工年金制度

対象者	保険料率	給付(年額)
一般企業被用者 公務員, 事業部門従業員(2015年以降 保険料納付 <sup>(3)</sup> )	企業: 賃金の20% (基礎年金の財源となる) 個人: 賃金の8% (個人口座に記入)	基礎年金: [(地域の前年の平均賃金+本人の加入期間 指数化平均賃金)] ÷ 2 × 加入年数 × 1% 個人口座: 個人口座の積立総額 ÷ 受給計算年数 過渡期年金: 「中人」のみに給付する。 本人の加入期間平均賃金 × 個人口座設立前 の連続仕事経験年数 × 給付係数 <sup>(4)</sup>
自営業者, 非正規雇 用者(自ら加入可)	前年度地域平均賃金の 20%	

出所: 「企業職工基本養老保険制度の整備に関する国務院の決定」(国発[2005]38号)による作成

に就職し、改革後に退職する者を「中人」、1997年改革後に就職した者を「新人」と区分する。現行職工年金制度の対象者は「中人」と「新人」である。職工年金は基礎年金と個人口座によって構成され、加入することになれば、年金保険料がこの2つの勘定に計上され、年金給付もこの2つの勘定から支給される。保険料率は個人賃金の28%（自営業者や非正規雇用者など自ら加入する場合は地域平均賃金の20%）であり、他の諸国と比較してかなり高いと言える。年金の受給要件は、15年間保険料を納付することである。もっと具体的な内容は表1に示す。

一方、住民年金は2014年に設立された新しい制度である。2009年に設立された「新型農村社会養老保険」と2011年に設立された「城鎮住民社会養老保険」を併せ、現在の住民年金になった。制度の仕組みは前身である両制度と同じである。保険料率については、全国基準では毎年100元、200元…1000元まで10ランク、それに1500元、2000元という2つのランクを加えて計12ランクが設定されている。政府は、拠出額に応じて補助する。原則として、多く拠出する人に多くの補助金を与える。各地域は、その地域の状況に応じて自由にランクを設定することが許される。加入者は自分の所得水準とは関係なく、自分の選択によってどれか1つのランクに加入することになる。住民年金も職工年金と同様に、基礎年金と個人口座によって構成される。ただし、住民年金の場合は、拠出金及び政府補助は全部個人口座に入る。基礎年金の給付は別途の財政によって負担され。年金の受給要件は、職工年金制度と同じ、15年間保険料を納付することである。

## 1.2 職工年金と住民年金の関係

今まで、職工年金と住民年金（前身である「新型農村社会養老保険」と「城鎮住民社会養老保険」も含める）を一緒に論じることはかなり少ない。住民年金が設立されてから時間がそれほど経過していないということが大きな理由であるが、職工年金の方が中国年金制度の主体であり、両制度の対象者が違うので一緒に論じる必要はない<sup>(5)</sup>という認識もある。しかし、2014年の加入者数から見ると、職工年金は35361万人であり、住民年金は50472万人である<sup>(6)</sup>。設立されたばかりであるにもかかわらず、住民年金の加入者数は職工年金を上回るのである。これほど多くの人口をカバーしている事実からみると、住民年金も非常に重要な制度と言えるであろう。

両制度のそれぞれの対象者について、もう少し説明したい。職工年金の対象者は表1に示したが、公務員、事業部門従業員、一般企業被用者の場合は、就業と共に自動的に職工年金に加入させられる。自営業者や非正規雇用者の場合は、職工年金に加入するかどうかは自分の判断による。ただし、職工年金の保険料率は低くないので、低収入者であれば、職工年金に加入する余裕がない。

一方、住民年金の対象者は、「国務院の統一の城鎮住民基本養老保険の建立に関する意見（国発[2014]8号）」によると、「職工年金の適用範囲以外の人たち」（学生は含まない）となっているが、具体的な実施方法は各地域の地方政府に委ねられている。地方政府の中で対象者を「職工年金に加入していない人」と規定している地域が少なくない<sup>(7)</sup>。つまり、自営業者や非正規雇用者がもし職工年金に加入していないならば、住民年金に加入

することができる<sup>(8)</sup>。このように、自動的に職工年金に加入させられていない人は、職工年金と住民年金のどちらかに加入できるのである。だが雇用が不安定な人や農業に従事する期間がある「農民工（農村から都市への出稼ぎ労働者）」は、各時点では職工年金と住民年金のどちらかに一方に加入していることになるが、時点が異なると、もう一方の別の制度に替わっている場合もある<sup>(9)</sup>。このような状況に対して、2014年、「城郷養老保険連接暫行方法（人社部発〔2014〕17号）」が發布され、本人が申請すれば、両制度間の転入転出が認められた<sup>(10)</sup>。

中国の戸籍制度及び戸籍制度によって生ずる都市と農村の二元構造がよく指摘され、その戸籍制度の弊害が様々なところで出ているが、前述した2つの年金制度のうちどちらに加入するかに関しては戸籍上の制限がない。農村戸籍の人が都市部の企業に就職する場合、職工年金に加入すべきことになる。しかし、実際、2015年職工年金に加入している農民工人数は5585万人、全体職工年金加入者の15.79%、農民工総人数の20.13%しか占めていない<sup>(11)</sup>。ほとんどの農民工は都市部にいるにもかかわらず、職工年金によってカバーされず、結果的に住民年金に頼るしかない状態になっている。2014年から「農村戸籍」は各省で漸次撤廃され<sup>(12)</sup>、2016年全国範囲で「農村戸籍」と「都市戸籍（非農業戸籍）」は区分しないことになる<sup>(13)</sup>。戸籍制度改革と共に、「都市部、農村部統一的な基本養老制度を早く実施し、…基本養老サービスの均等化を促進する<sup>(14)</sup>」ことが政策目標の1つとして掲げられている。多数の元農村戸籍者を抱えた住民年金と職工年金の整合性をはかることは、都市と農村の二元構造の解消にも意義がある。

このように、今日では職工年金も住民年金も等しく中国の公的年金制度全体を構成している制度であり、両制度は互いに補完的であるべきであり、ゆえに、中国の公的年金制度の保障水準を考察する際には、両制度に目を向ける必要があり、1つだけを分析するのでは十分だとは言えないだろう。

### 1.3 現行制度の問題点

職工年金も住民年金も「基本生活を保障する」ことを明確な政策目標にしている<sup>(15)</sup>。しかし、いづれも条例の冒頭のところの一言だけである。

「基本生活」の定義や基本生活を保障できる水準についての説明は一切ない。そもそも年金制度は、生涯の消費活動をスムーズにさせる機能と高齢期の貧困防止機能を備えるべきである<sup>(16)</sup>と言われている。年金制度による老後の基本生活の保障は、貧困防止機能を果たす重要な役割である。もちろん、最低限の生活を送るために必要な水準を決めるのは容易ではない。2005年年金改革の条例を發布する際、中国政府は一度「人民日報」で「制度に35年保険料を納付する場合、年金給付の目標代替率は59.2%（基礎年金部分は35%、個人口座部分は24.2%）である<sup>(17)</sup>」と示したが、それから再び言及することはなかった。ILO第102号と第128号条約は、年金代替率を40%と45%と規定しているが、中国の状況を考慮して、基本生活を維持するために、平均賃金の50%–60%は必要であると考えている中国の研究者<sup>(18)</sup>が多い。

年金制度の保障水準を評価する際に、最も重要な指標は所得代替率である。先行研究から見ると、住民年金に比べて職工年金についての研究は圧倒的だが、財政方式や現行制度の持続性に関する議論がほとんどである<sup>(19)</sup>。職工年金の所得代替率<sup>(20)</sup>についての研究は、比較的少ない。李、張、高<sup>(10)</sup>は、マイクロデータを利用して現在の退職者の間に格差が絶えず拡大していくと指摘し、政策の作成には弱者の利益を考慮しなければならないと強調する。褚<sup>(21)</sup>[3]、李、王<sup>(9)</sup>は、エンゲル係数を基準にして中国の場合は基本生活を維持するために平均賃金に対する60%の所得代替率は必要であると分析し、1997年以来年金所得代替率は絶えず下降して2009年には46.79%まで落ちたことによって、基礎生活を保障できない恐れがあると指摘する。王、米<sup>(15)</sup>がこの観点に反論する。彼らは中国の所得分布から見ると平均賃金は高すぎて国民の収入水準を反映していないと主張し、個人所得代替率（個人退職年の年金所得対自分の退職前の一年の賃金の比率）を使うか、もしくは年金所得代替率を計算する際に、平均賃金の代わりに収入の中位数を使う方が適切だと言う。

しかし、職工年金について、現在の退職者の所得代替率によって現行制度の所得代替率を十分に説明することはできない。なぜなら現在の退職者の中に1997年年金改革前に退職した「老人」たちも含まれている。「老人」たちは、計画経済時

期など特殊な歴史的要因で相対的に高い所得代替率の年金給付を約束され、彼らが受け取る年金額は現行制度の給付計算方法とは全く関係ない。現行制度の所得代替率を分析する場合、「老人」の影響を取り除く必要がある。残念ながら、既存の統計データではそれができない<sup>21)</sup>。現行制度の所得代替率を求めるには、改革後も働いている「中人」と「新人」から推計するしかない。今までの推計は、モデルを使って保険料を30年以上納付する場合の所得代替率の平均値を推計する。ただし、中国の年金給付は各個人の所得水準と連動するので、所得格差が絶えず拡大し、ジニ係数が0.5<sup>22)</sup>に近い現在の中国に対して、平均値1つで現行制度の給付水準の実態を把握することは十分とは言えない。そこで、本論では、まず現行制度下の収入別の平均賃金に対する所得代替率を推計する。

一方、住民年金（前身である「新型農村社会養老保険」と「城鎮住民社会養老保険」両制度も含める）に関する研究は少ないものの、保障水準が低すぎることが多くの研究者によって指摘されている<sup>23)</sup>。そのことは、今や共通の認識となっている。

本論は、職工年金と住民年金によって構成される現行公的年金制度が各収入別の国民にそれぞれどこまでの保障を提供できるか、ということ明らかにする。その上で、職工年金と住民年金の各制度内の構造及び制度間の整合性を分析する。

## 2 分析方法とデータ

### 2.1 データ

本論では、中国収入分配研究院中国家庭収入調査 GHIP2008（以下 GHIP2008）のデータおよび各年度の全国または各省（市）の統計年鑑を使用し、職工年金と住民年金の所得代替率を推計する。

個人収入についての推計は GHIP2008 データを使う。この調査データは、中国北京師範大学とオーストラリア国立大学（the Australian National University）によって発起され、中国国家统计局とドイツ労働研究所（the Institute for the Study of Labor, IZA）の協力によって完成されたものである。本論で使うのは、CHIP2008 データの都

市部住民サンプルである。

中国経済には地域的な特徴がある。年金制度も省レベルで運営されているため、本論では、各々の地域の特徴を良く示す4つの省（市）を選択し、それぞれ推計を行う。その中、上海市は東部の経済発達地域を、河南省と湖北省は中部地域を、そして四川省は西部地域を代表する<sup>24)</sup>。分析対象者は、調査時点で仕事があった55歳以下の女性と60歳以下の男性である。サンプル数は、計2921人である。その中、「新人」は1623人である。

### 2.2 推計方法

本論でいう年金所得代替率とは、各個人の退職年の年金額対当年の地域平均賃金の比率である。

#### (1) 職工年金

職工年金の給付水準は保険料納付水準に依存する。職工年金の保険料率は個人賃金の28%であるため、個人の生涯賃金水準の推計によって職工年金の給付水準を求めることができる。何<sup>[5]</sup>は、職工年金の所得分配効果を分析する際、クロスセクションデータを用いて個人の生涯賃金水準を推計するという方法を使うことがある。本論は、それを参考にして、職工年金の所得代替率を推計する。

職工年金についての推計は、以下の仮定を前提にする。①各賃金別の人々が職工年金に加入する場合の平均賃金に対する所得代替率を推計するため、データに含まれているすべての人が職工年金に加入していると仮定する。②年金制度に加入する年数は仕事経験年数と等しいと仮定する。③各個人は、調査が行われた年以降、仕事および年金制度の加入に中断や停止することがないと想定する。④各個人の収入は賃金のみで反映され、賃金以外の収入や資産は捨象される。つまり、後でいう「高収入者」と「低収入者」は、賃金が高い人と賃金が低い人を指す。

具体的には、まず、GHIP2008 データを使って回帰分析によって個人の賃金関数を推計し、個人が退職するまでの毎年の賃金の予測値を求める。次に、予測値を賃金増加率で調整し、個人の毎年の賃金水準および個人賃金の地域平均賃金に対する比率を求める。続けて、第1章の表1で紹介した職工年金計算公式を用いて年金額を計算し、そ

れから個人の年金所得代替率を推計する。最後に、生涯賃金別の基礎年金所得代替率と合計年金所得代替率にまとめる。

a. 賃金関数

$$\ln w_i = \alpha + \beta_1 Y_i + \beta_2 Y_i^2 + \Sigma \theta_j \cdot P_{ji} + \mu_i \quad (1)$$

$\ln w_i$  は個人  $i$  の年収の対数である。 $Y_i$  は個人  $i$  の仕事の経験年数である。 $P_{ji}$  はダミー変数であり、個人  $i$  の学歴、性別、就職先の属性および職業を表している。

$$w_{i(t)} = \hat{w}_{i(t)} \cdot (1+g)^{(t-a)} \quad (2)$$

$\hat{w}_{i(t)}$  は、式①によって推定された個人  $i$  の  $t$  年の年収の予測値である。 $a$  は調査が行われる年である。 $g$  は賃金増加率である。 $g$  の設定について、2014年までは統計年鑑に公表された数値を使用し、それ以降は2015年6.9%、2016年6.7%、2017年-20年は6.5%、2021年-30年は5.4%、2031年-40年は4.5%、2041年以降は3.4%と設定する<sup>(25)</sup>。 $w_{i(t)}$  は個人  $i$  の  $t$  年の年収である。

b. 基礎年金部分所得代替率

$$RP_{基} = \left( \frac{\bar{w}_{d(r-1)} + Q_{pi} \cdot \bar{w}_{d(r-1)}}{2} \cdot Y_i \cdot 0.01 \right) / \bar{w}_{d(r)} \quad (3)$$

$RP_{基}$  は基礎年金部分所得代替率である。 $r$  は個人  $i$  の退職する年である。 $\bar{w}_{d(r-1)}$  は個人  $i$  の退職前年の地域平均賃金であり、 $\bar{w}_{d(r)}$  は個人  $i$  の退職当年の地域  $d$  の平均賃金である<sup>(26)</sup>。 $Q_{pi}$  は、個人  $i$  の年金制度加入期間指数化平均賃金（個人  $i$  が年金制度に加入している期間の個人収入対地域平均賃金の比率の平均値）である。本論では、「新人」の場合は生涯平均賃金水準であり、「中人」の場合は職工年金制度が成立された1997年から退職までの平均賃金水準である。ただし、2005年「決定」によると、「中人」の制度成立前の有効連続仕事経験年数も加入年数とみなすので、本論はそのみなしの部分も含めて年金制度に加入する年数は仕事経験年数  $Y_i$  と等しいと仮定する。

$$Q_{pi} = \frac{1}{Y_{pi}} \cdot \sum_{t=a_0}^{r-1} w_{i(t)} / \bar{w}_{d(t)} \quad (4)$$

$Y_{pi}$  は個人  $i$  が年金制度に加入する年数である。

$a_0$  は個人  $i$  が年金制度に加入する年である。「新人」の場合、 $Y_{pi}$  は  $Y_i$  に等しいが、「中人」の場合は職工年金制度が成立された年から退職までの年数である。 $\bar{w}_{d(t)}$  は  $t$  年の地域平均賃金である。2005年「決定」によると、 $Q_{pi}$  が0.6より小さい場合、0.6として計上し、3より大きい場合、3として計上する<sup>(27)</sup>。つまり、 $Q_{pi}$  の下限と上限は、0.6と3である。

c. 個人口座と過渡期年金の所得代替率

$$RP_{個} = \left\{ \frac{1}{Y_i} \cdot \sum_{t=a_0}^{r-1} w_{i(t)} \cdot 0.08 \cdot (1+I)^{r-t} \right\} / \bar{w}_{d(r)} \quad (5)$$

$RP_{個}$  は個人口座の所得代替率である。 $Y_i$  は、政府によって決定される受給計算年数<sup>(28)</sup>である。 $I$  は個人口座の収益率である。本論では、 $I$  を4%<sup>(29)</sup>に設定する。

「中人」の場合、年金制度が成立する前の仕事経験期間があるので、個人口座の貯蓄が「新人」より少ない。政府は、このような期間に対して過渡期年金を給付する。

$$RP_{過} = (Q_{pi} \cdot \bar{w}_{d(r-1)} \cdot Y_{bi} \cdot K_d) / \bar{w}_{d(r)} \quad (6)$$

$RP_{過}$  は過渡期年金の所得代替率である。 $Y_{bi}$  は、個人  $i$  が「中人」である場合、年金制度成立前の仕事経験年数である。 $K_d$  は、各省（市）が設定する給付係数である。具体的に、上海、河南、四川では1.3%であり、湖北では1.2%である<sup>(30)</sup>。

「新人」の場合、合計年金代替率は  $RP_{基}$  と  $RP_{個}$  の合計であるが、「中人」の場合は  $RP_{基}$ 、 $RP_{個}$  と  $RP_{過}$  の合計である。

(2) 住民年金

住民年金については、拠出ランクは個人の収入とは関係がないので、各省（市）によって定められている金額を使って推計を行う。職工年金と比較できるようにするために、職工年金と同じ、上海、湖北、河南、四川の4地域の推計を行う。表2は、その4地域の具体的な金額を示している。例えば、上海市で最低拠出ランクを選択するならば、毎年500円の保険料を納付することになる。この拠出に対して、上海市政府<sup>(31)</sup>が毎年200円の補助を与えるので、計700元が個人口座に入れられる。15年間保険料を納付すれば、60歳以降、

表2 2014年各地域および全国住民年金制度(元/年)

	基礎年金部分 (A)	納付期間が15 年を超過する場 合の補助(T1)	最低拠出ラン ク(B <sub>1</sub> )	最低拠出ラン クに対する政 府補助(T2 <sub>1</sub> )	最高拠出ラン ク(B <sub>2</sub> )	最高拠出ラン クに対する政 府補助(T2 <sub>2</sub> )	ランク数
上海	6480	120	500	200	3300	575	12
湖北	840	12	100	30	2000	60	12
河南	936		100	30	5000	60	16
四川	900	24	100	40	3000	160	13
全国	840		100	30	2000	60	12

出所:「上海市城郷住民基本養老保険辦法」沪府発[2014]30号

〔(湖北)省人民政府の城郷住民基本養老保険の完善に関する意見〕鄂政発[2015]41号

〔河南省人民政府の城郷住民基本養老保険の実施に関する意見〕豫政発[2014]84号

〔四川省人民政府の統一的な城郷住民基本養老保険の建立に関する実施意見〕川府発[2014]23号

〔提高全国城郷住民基本養老保険基礎養老金最低基準に関する通知〕人社部発[2015]5号

毎年6480元の基礎年金と個人口座積立額の12/139<sup>32)</sup>がもらえる。さらに、納付期間が15年を超過する場合には、超過する分の1年に対して、基礎年金に120元が加算される<sup>33)</sup>。表2に示している上海市以外の3省の場合も同様な見方をしてほしい。表2の最後の1行は、住民年金が成立する際の条例で決められた全国基準である。すべての省(市)は、これを基準にして各自の金額を設定する。

住民年金によって保障できる水準を明らかにするため、本論では各省(市)の最高拠出ランクと最低拠出ランクの所得代替率を推計する。2014年「意見」によると、住民年金に加入できる年齢は16歳以上であり、受給開始年齢は60歳である。受給要件は制度に最低15年間加入することである。つまり、制度に加入する年数は最短で15年であり、最長で45年である。本論では、最高と最低拠出ランクでそれぞれ15年、30年、45年加入する場合の所得代替率を推計する。住民年金は2014年に成立されたため、本論では、制度に加入する年は2014年と仮定する。

また、職工年金と比較できるようにするために、賃金増加率、地域平均賃金、個人口座収益率に関する設定は同じにする。

#### a. 基礎年金部分所得代替率

$$RP_{基} = \left\{ (A + T1 \cdot N) \cdot (1 + g)^{(r-b_0)} \right\} / \bar{w}_d(r) \quad (7)$$

Aは、表2にも示してあるように、各省(市)

によって決められている2014年時点の基礎年金額である。本論では、Aは賃金増加率で調整されると仮定する。 $b_0$ は、住民年金に加入する年(2014年)である。T1は納付期間が15年を超過する場合の1年あたりの政府補助である。Nは15より超過する年数である。

#### b. 個人口座給付の所得代替率

$$RP_{個} = \left\{ \frac{12}{139} \cdot \sum_{t=b_0}^{r-1} (B_i + T2_i) \cdot (1 + I)^{r-t} \right\} / \bar{w}_d(r) \quad (8)$$

$B_i$ は、ランクiの場合の拠出額である。 $T2_i$ は、ランクi拠出額に対する政府の補助である。

### 3 推計結果と分析

#### 3.1 職工年金の保障水準

##### (1) 推計結果

表3-表6は、2008年以降、上海、湖北、河南、四川という4つの省(市)における職工年金所得代替率の推計結果である<sup>34)</sup>。表7は、以上4つの省(市)の推計結果をまとめて整理したものである。いずれの推計も基礎年金部分と合計年金を分けて計算している。合計年金は、個人口座の部分も含めて推計した結果である。どの表にも「全部」と「新人」の2つの結果が見られる。「全部」の列は、サンプルに含まれるすべての就職者、つま

表3 上海市の職工年金所得代替率（％）

	55・60 退職するケース				60・65 退職するケース			
	基礎年金		合計年金		基礎年金		合計年金	
	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人
最低収入 10%	9.83	7.67	12.21	8.40	16.60	12.58	21.86	14.68
1	13.51	10.37	17.43	11.74	20.03	15.51	27.69	18.74
2	23.72	15.83	36.42	19.15	28.21	18.85	45.62	24.48
3	28.70	23.33	46.00	30.18	31.15	25.38	51.49	35.93
4	33.42	31.96	51.24	43.02	38.59	36.97	63.94	55.36
5	45.49	44.47	69.28	62.44	51.74	50.59	88.29	80.81
最高収入 10%	49.99	49.37	75.52	70.94	56.12	55.58	96.39	91.50
平 均	28.93	25.97	44.01	34.56	33.93	31.05	55.37	45.91

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

表4 湖北省の職工年金所得代替率（％）

	55・60 退職するケース				60・65 退職するケース			
	基礎年金		合計年金		基礎年金		合計年金	
	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人
最低収入 10%	13.55	10.80	17.22	12.06	19.08	15.90	25.19	18.86
1	14.87	12.74	18.56	14.52	21.54	17.79	29.40	21.59
2	23.70	19.25	33.41	23.46	27.45	22.75	41.25	30.19
3	33.21	25.33	53.81	32.10	37.83	29.82	64.34	41.37
4	36.08	33.02	54.87	43.47	40.20	36.64	65.73	53.48
5	44.90	41.54	72.67	59.38	50.42	47.04	90.23	76.36
最高収入 10%	49.55	46.45	82.75	67.93	55.68	52.63	103.47	88.52
平 均	30.52	24.83	46.61	32.37	35.45	29.73	58.11	42.82

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

表5 河南省の職工年金所得代替率（％）

	55・60 退職するケース				60・65 退職するケース			
	基礎年金		合計年金		基礎年金		合計年金	
	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人	全 部	新 人
最低収入 10%	13.36	11.11	16.50	12.14	21.70	16.34	29.99	19.15
1	18.75	13.72	25.30	15.72	23.85	18.13	33.58	22.02
2	26.67	21.00	39.48	26.08	31.35	25.76	49.22	35.24
3	30.82	26.60	47.14	34.20	34.63	30.39	55.60	42.90
4	33.37	30.70	51.73	40.73	38.36	35.13	63.94	51.76
5	40.39	37.42	65.27	51.98	45.63	42.31	79.86	65.62
最高収入 10%	43.24	40.21	71.27	56.70	49.00	46.03	88.63	73.91
平 均	30.07	25.08	45.91	32.55	34.83	29.86	56.59	42.67

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

表6 四川省の職工年金所得代替率 (%)

	55・60 退職するケース				60・65 退職するケース			
	基礎年金		合計年金		基礎年金		合計年金	
	全部	新人	全部	新人	全部	新人	全部	新人
最低収入 10%	13.31	11.83	15.68	12.99	18.24	16.86	22.34	19.61
1	16.76	14.16	21.45	16.09	21.19	18.59	28.14	22.49
2	24.25	19.92	35.10	24.17	28.94	24.40	44.16	32.12
3	28.49	22.09	44.30	27.72	34.28	27.51	56.65	37.86
4	34.92	30.97	54.90	40.44	40.57	35.76	68.07	51.43
5	44.28	39.71	73.74	54.98	51.29	46.38	94.34	73.03
最高収入 10%	48.51	45.25	82.66	64.96	56.26	52.89	106.88	87.47
平均	29.96	24.10	46.31	30.76	35.48	29.20	58.77	41.01

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

表7 4省の合計職工年金所得代替率 (%)

	55・60 退職するケース				60・65 退職するケース			
	基礎年金		合計年金		基礎年金		合計年金	
	全部	新人	全部	新人	全部	新人	全部	新人
最低収入 10%	12.27	10.11	14.99	11.16	18.95	15.58	25.05	18.37
1	16.06	12.43	21.16	14.12	21.61	17.35	29.77	21.06
2	25.08	19.23	37.23	23.48	29.47	23.17	46.24	30.72
3	29.37	23.95	45.40	30.48	33.52	27.70	54.57	38.66
4	34.50	30.95	54.11	40.86	39.50	35.81	66.13	52.43
5	43.68	41.11	69.59	57.52	49.96	47.18	88.27	74.74
最高収入 10%	47.54	45.47	76.86	65.04	54.05	51.86	97.67	84.81
平均	29.83	24.99	45.67	32.55	34.90	29.98	57.18	43.12

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

り2008年に働いていた「中人」と「新人」を対象にした推計結果である。「新人」の列では、サンプルの中の1997年以降就職する者のみを対象にする推計結果であり、「全部」の結果から「中人」たちを除くことによって過渡期年金の影響を取り除いた結果と理解してもよい。

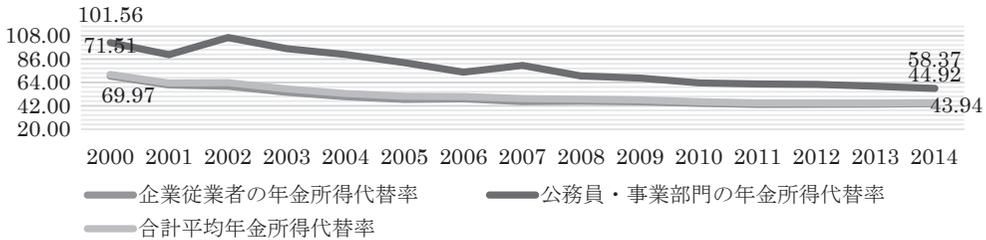
十二届全国人民代表大会では、定年退職年齢を引き上げることが決められた<sup>35)</sup>。この決定によって年金制度に加入する年数が増え、受給年数が短縮され、年金額に影響が出るので、退職年齢が女性60歳、男性65歳になる場合の所得代替率も推計に加えた。この4つの省（市）についての推計結果には著しい差がないので、本論は主に表8の四省の合計職工年金所得代替率によって分析する。

## (2) 推計結果についての分析

図1は、2000年以降の職工年金の平均所得代替率である。その対象者は、現在の退職者である「老人」と一部の「中人」である。公務員・事業部門従業者の年金所得代替率は下降しているものの、企業従業者の年金所得代替率との差は依然として著しい<sup>36)</sup>から分けて表示する。企業からの退職者が現在の退職者のほとんどであるので、企業の年金所得代替率曲線と合計年金所得代替率曲線とはほぼ重なり、2009年以降は44%程度で横ばいである。

今回の推計結果から見ると、これからの退職者の平均合計所得代替率は45.67%であるので、現在の退職者（44.92%）に比べて下降していない

図1 年金所得代替率の推移



出所：『中国労働統計年鑑 2015 年度』、『中国統計年鑑 2015 年度』により作成

ことが確認できる。わずかであるが、推計結果の方が高いということは、年金制度に加入する年数が仕事経験年数と等しいという設定の影響であると考えられる。また、退職年齢が引き上げられると、その分の所得代替率も増加する。ただし、「新人」だけを見る場合、平均合計所得代替率は32.55%にしかならないことになってしまう。これについて、2つの原因が考えられる。

1つは、今回の推計の限界にある。例えば、教育の急速な発展につれて、「新人」の学歴が「中人」より明らかに高くなるが、教育を受ける年数が増える分、就職年齢も遅くなる<sup>67)</sup>。その結果、仕事経験年数も短くなる。今回の推計では、仕事経験年数と年金制度に保険料を支払う年数を同じにしたため、「新人」の年金額も当然少なくなった。

もう1つの原因にもっと注目すべきである。それは、個人口座部分の収益率である。「中人」には、個人口座の一部の代わりに、過渡期年金がある。この過渡期年金の計算のやり方が個人口座よりも手厚いのである。しかも、それは収益率の大きさに関係ないのである。個人口座の収益率についての設定は、個人口座の所得代替率に大きな影響を与える。今回の推計では利回りを4%に設定したが、ほとんどの年の実質賃金増加率の設定より低いので、所得代替率を低下させる原因になった。しかし、現実をもっと厳しい。今まで年金基金の平均収益率は2%にも満たず、平均インフレ率よりも低い<sup>68)</sup>ので、目減りに直面している。この問題に対策がない限り、「新人」たちの年金額の低下は免れない。

また、1.3でも言ったように、平均値1つで現行制度の給付水準の実態を把握することは十分と言えない。収入別に見ると、職工年金所得代替率の格差は大きい。合計年金では、55・60歳退職

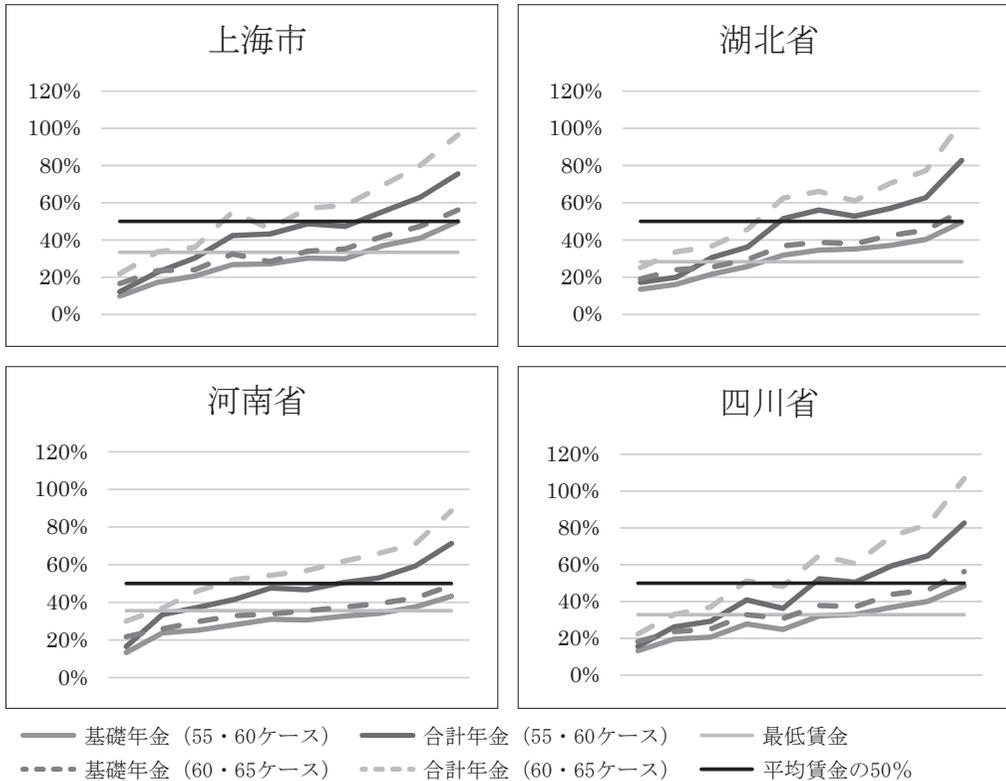
する場合の最高十分位の代替率は最低十分位の5倍以上になる。もちろん、年金制度は生涯の消費活動をスムーズさせる機能を持っているので、現役時代の収入が高い人はより多くの保険料を納めたから、年金額が高いのは当たり前のことである。しかし、問題になるのは、老後の貧困を防止するという視点から見ると、低収入者の年金水準が基本生活を保障できるかどうかということである。

図2は、4つの省(市)の職工年金の保障水準を示している。縦軸は所得代替率であり、横軸は生涯賃金水準である。実線は55・60歳退職するケースの所得代替率であり、波線は60・65歳退職するケースの所得代替率である。いずれのケースも上の曲線は合計年金所得代替率であり、下の曲線は基礎年金所得代替率である。また、参考の基準として2つの直線を入れる。上の直線は各省(市)の平均賃金の50%である。下の直線は、2014年の各省(市)の平均賃金に対する当該地域の最低賃金の比率である。

中国における基本生活を保障できる基準についての定説はないが、もし、この基準を多くの中国研究者が支持する平均賃金の50%にすると、高い方から2つの5分位、つまり約4割の人しかこの基準に達していないことになる。もう一つの基準で見てもよい。2014年の4つの省(市)の平均賃金に対する当該地域の最低賃金という基準、約33%程度である。これを基準にしても、低い方から3つの十分位、つまり約3割の人がその基準に達していない。退職年齢が引き上げられるならば、状況は少し良くなるが、その前提は、その5年分もずっと保険料を納付することである。

もっと詳しく考えれば、職工年金の個人口座部分は完全に個人収入と連動するため、低収入者にとって年金給付の中に、所得再分配要素が入って

図2 職工年金の保障水準



出所：表3-表7より作成

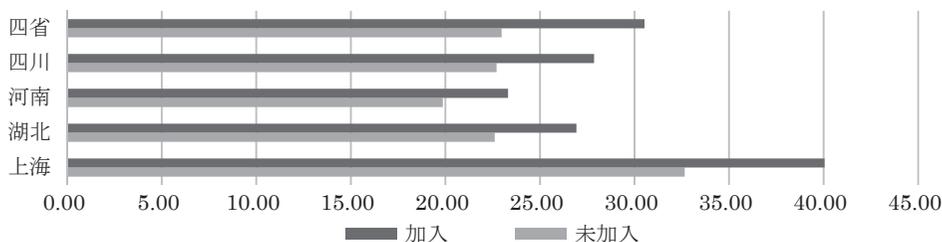
る基礎年金部分の比率は大きくなるはずである。推計結果から見ても、最低収入5分位の人の年金所得代替率の中の76%は基礎年金部分による。つまり、低収入者にとって、基礎年金部分が基本生活を保障するという役割の大半を担っている。しかし、最低収入5分位の人たちの基礎年金部分の所得代替率はわずか16.06%である。低収入者にとって、基礎年金部分の所得代替率の低下は基本生活保障機能の発揮に大きな影響もっている。一方、最高収入五分位の人たちは、基礎年金部分の給付だけですでに合計年金給付の平均値に達している。また、最高十分位の基礎年金の所得代替率は最低十分位の約3.9倍になってしまう。このような状況は、退職年齢を引き上げても相変わらず著しく存在する。ここで、1つの疑問が生じる。職工年金の基礎部分は「基礎」という名前をしているものの、基本生活を保障するという視点から見ると、一体どのような役割を果たしているのか。

現実には、低収入者が制度に加入できるかどうかがまず問題になる。図3は、2008年、職工年

金の加入者と未加入者の平均賃金の比較である。どの地域も、加入者の方が明らかに平均賃金は高い。平均賃金が低いゆえに、加入しようとしても保険料率が高いから加入できない人の存在は否定できない。特に、自ら加入するか否かを選択できる自営業とフリー従業者にとって、保険料率は前年地域平均賃金の20%である。20%は、企業で働いて加入している人の28%より低い。このような人は比較的収入が平均賃金より低いので、自分の収入に対する保険料率で捉えると、逆に28%よりも高くなる可能性は十分考えられる。何<sup>[5]</sup>は、自営業とフリー就業者の場合、職工年金の年金給付を受給できるために納付しなければならない保険料は自分の生涯収入の3、4割を占め、加入すれば生活ができなくなる可能性が高いと指摘<sup>[9]</sup>する。

低収入者は職工年金に加入する余裕がないのかもしれないし、加入して15年間保険料を納付しても所得代替率が低くて基本的な生活が保障されない可能性がある。職工年金がこのような人たち

図3 年金制度加入別 2008年平均賃金



出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により作成（単位：千元）

表8 各省（市）の住民年金の所得代替率（%）

	基礎年金部分	個人口座					
		最低ランク			最高ランク		
		15年	30年	45年	15年	30年	45年
上海	9.91	0.82	1.22	1.60	4.52	6.77	8.84
		10.72	13.88	17.01	14.43	19.42	24.25
湖北	1.94	0.23	0.34	0.45	3.64	5.45	7.12
		2.17	2.70	3.22	5.58	7.80	9.89
河南	2.22	0.24	0.35	0.46	9.16	13.71	17.91
		2.46	2.57	2.68	11.38	15.93	20.13
四川	1.97	0.23	0.35	0.46	5.28	7.90	10.33
		2.20	3.11	4.00	7.25	10.66	13.87
全国	1.49	0.18	0.26	0.34	2.79	4.18	5.46
		1.67	1.75	1.83	4.28	5.67	6.95

出所：表2により推計

に対して、基本生活の保障という機能を果たせない可能性がある。この場合、もう1つの年金制度、住民年金が補完的に国民の老後の生活を保障できるかどうかという課題が重要になってくる。続いて、住民年金の保障水準を見てみよう。

### 3.2 住民年金の保障水準

#### (1) 推計結果

表8は、各省（市）の住民年金の所得代替率の推計結果である。各省（市）に2行振り分けられているが、1行目は、最高または最低ランクを選択した場合の各省（市）における納付期間別（15年、30年、45年）の基礎年金部分と個人口座部分の所得代替率である。もっと正確に言えば、住民年金受給開始年の各々の年金額の当該省（市）の平均賃金に対する所得代替率である。2行目は、拠出ランクと納付期間別の基礎部分と個人口座の

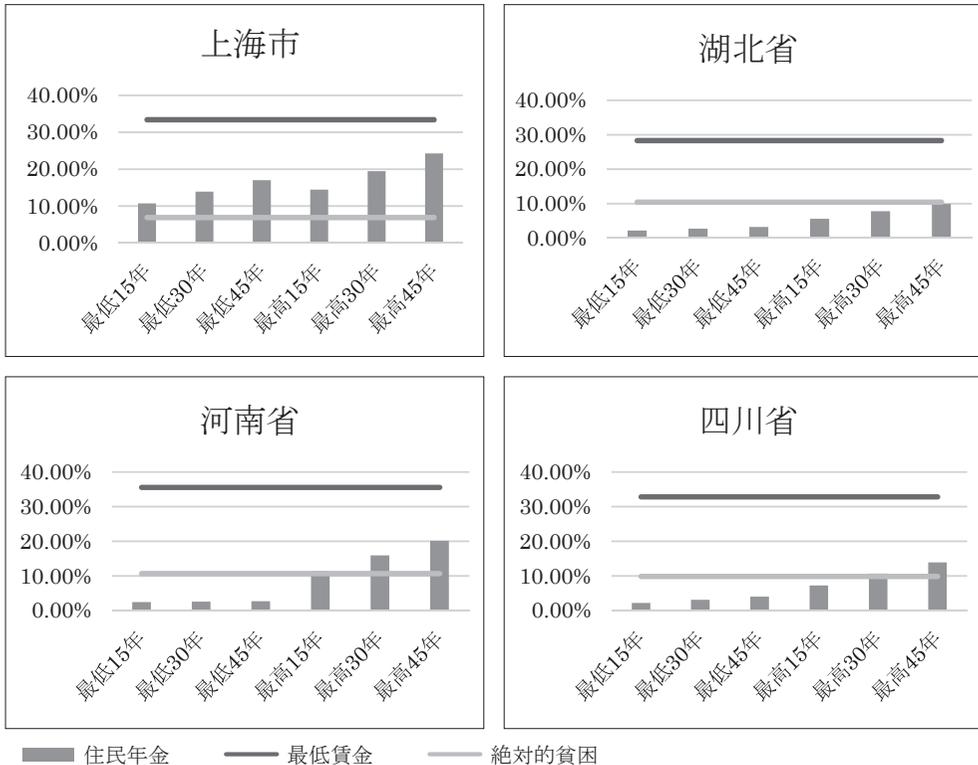
合計所得代替率である。基礎年金部分は制度に加入して15年間納付すればほぼ共通である<sup>(40)</sup>。

図4は、各地域の住民年金を示すものである。棒グラフは住民年金の所得代替率を表し、左から順次、拠出ランクが最低ランク15年、30年、45年、拠出最高ランク15年、30年、45年である。そして、参考として2つの直線を入れる。上の直線は2014年各地の最低賃金であり、下の直線は世界銀行の国際貧困ライン<sup>(41)</sup>である。いずれも2014年地域平均賃金に対する比率に換算されたものである。

#### (2) 推計結果についての分析

住民年金の所得代替率が持っている意味は職工年金とは同じではない。なぜなら地方政府が最高ランクの拠出額を高く設定すれば、そのランクの所得代替率が当然高くなる。例えば、河南省の平

図4 各省(市)の住民年金の所得代替率



出所：表8により作成

均賃金が上海よりかなり低いにもかかわらず、最高ランクを5000元/年に設定し、上海の3300元/年よりも高い。しかし、拠出ランクが加入者によって自由に選択できるため、そのランクに加入する人がいないならば、そのランクの所得代替率は実現できない。実際に、2014年の住民年金の全国保険料収入は666億元、保険者数は35794万人であり<sup>(42)</sup>、1人当たりの拠出金は186元である。つまり、多数の加入者は最低拠出ランクを選択することが推測できる。

基礎年金を受給できる条件は、いずれのランクであれ、15年間加入することである。つまり、最低拠出ランクに加入する場合の保障水準は、この制度の最低保障水準であると理解しても良い。しかし、問題は、この最低保障水準が非常に低い。上海市以外では、45年間納付しても、国際貧困ラインとはかなりの距離がある。無論、このような年金給付で基本生活を維持するのは不可能である。

また、住民年金の拠出ランクは自由に選択でき、

拠出金を個人口座に記入するので、非常に低い水準の基礎年金を持つこと以外は、個人貯蓄とはかなり似ている。つまり、老後の保障水準をほとんど個人の選択に任せることになる。そもそも老後の様々なリスクを予測できず、十分な貯蓄を備えず老後に悲惨な生活を余儀なくされるというリスクを避けたいので、人々が年金制度に加入するのであろう。しかし、住民年金の場合は、将来のことを見極めることができず最低拠出ランクの年金制度に加入すれば、国際貧困ラインよりもはるかに低い程度の保障しかもらえない。もちろん、拠出金も少ないため、拠出と給付の対応関係から見れば仕方ないが、老後の最低限の生活を保障すべき公的年金として、その保障の不十分さの原因を個人の責任に押し付けるのは適切と言えないだろう。

老後のために貯金するという自助努力のインセンティブとして、高い拠出ランクの加入者により多くの補助を与えている。一方で、収入が最も低くて低い拠出ランクにしか加入できない人は、政

府からの補助は逆に少ない。

このように、職工年金と住民年金とを合わせて中国年金制度の全体像を見ると、いくつかの問題点が浮かび上がる。

### 3.3 「基礎」とは何か—中国年金制度の全体像

#### (1) 最低保障水準

職工年金も住民年金も中国国民の老後の基本生活を保障するという政策目標を持っている。しかし、この「基本生活」についての説明はない。結果から見れば、両制度の保障水準の格差は歴然である。表7、表8および図4に示すように、職工年金の4省の平均所得代替率は45.67%であるに對して、住民年金の場合、4省の中に一番高い所得代替率は24.25%（上海、45年納付）である。さらに、全国基準の場合、最高拋出ランクで45年納付しても所得代替率はわずか6.95%にしかない。この「基本生活」とは、どのような生活を考えているのか。

両制度が保障できる最低水準から見ると、職工年金に加入すれば、最低収入五分位の人の所得代替率は21.16%である。もちろん、最低収入五分位の人が職工年金に加入できるかどうかはまず問題になるが、加入したとしてもこの保障水準で基本生活を維持できない可能性が大きいだろう。一方、住民年金の最低拋出ランクを選択する場合、上海以外の保障水準は国際貧困ラインにも達していない。老後の基本生活を保障する制度ならば、やはりこの最低限の保障水準の設定は適切と言えない。

#### (2) 基礎年金と個人口座の役割分担

また、両制度とも基礎年金部分と個人口座部分によって構成されている。しかし、この2つの部分の役割分担についての説明はない。推計結果から見ると、両制度とも、低収入の加入者ほど、年金給付の中に、基礎年金が占める比率が大きい。住民年金の場合、基礎年金部分の給付額がほぼ一定であり、全国基準の最低拋出ランクの給付額の中に、基礎年金部分の比率が89.22%であるが、最高拋出ランクになるとその比率が21.44%まで低下する。つまり、住民年金では、拋出ランクが高いほど、個人貯金的な性質が強くなる。一方、職工年金の場合、図2が示しているように、収入

の増加につれて、基礎年金分も増えている。つまり、職工年金の場合は、2つの構成部分とも収入と連動している。それなら、この2つの部分がそれぞれどのような役割を担っているのか。

より成熟的な先進諸国の年金制度を見れば、ほとんどの国が最低保障年金など何らかの形で最低限の保障水準を明確させ、年金制度における各構成部分の役割をはっきりさせている。しかし、中国の職工年金の場合は、2つの構成部分があるものの、制度設定上にそれぞれの役割分担は曖昧である。その結果、制度を評価することが難しくなってしまう、問題点を見つけて改善することも困難になってしまう。今回の推計結果から見ると、両制度とも、基礎年金の給付水準が保障水準の最低限に大きな影響を与える。基本生活を保障するため、基礎年金部分の役割にもっと注目する必要があるだろう。

#### (3) 年金制度における再分配の問題点

職工年金の場合、財政方式以外、基礎年金と個人口座の最大の区別は所得再分配要素の有無にある。ただし、職工年金の加入者は相対的に収入が高い人である。その結果、職工年金は相対的高収入の人々の間の高収入者から低収入者に再分配するので、最も支援を必要とする本当の低収入者にその再分配は届かない。

一方、同じ所得再分配の視点から見ると、相対的低収入者を対象にする住民年金の場合は、拋出が多い人により多くの補助を与え、拋出が少ない人がもらえる補助は少ない。この拋出の少なさは、もし拋出能力の低下が原因であれば、やはり貧困になるリスクが高い人ほど、少ない補助しか与えられないことになってしまう。

給付と拋出を連動させて、加入インセンティブを向上させることはもちろん重要であるが、公的年金制度として、老後の基本生活を保障するという役割も重視すべきであろう。もしこの役割が主に両制度の基礎年金部分によって担われるならば、基礎年金の給付水準を再検討する必要があるだろう。そうでないならば、基礎年金の役割について、明確に定義する必要があるだろう。

#### 4 政策的なインプリケーションと今後の課題

本論は、両制度の所得代替率を推計し、推計結果によって保障水準の視点から現行中国年金制度の問題点を分析した。主な推計結果は：①加入者が低収入者である場合、両制度のどちらかに加入しても、基本生活が保障されない恐れがある。住民年金の場合、この問題はもっと深刻である。②両制度とも、低収入の加入者の給付において、基礎年金が占める比率が大きい。基礎年金の給付水準が保障水準の最低限に大きな影響を与えることが分かったが、基礎年金と個人口座の役割分担は曖昧である。③両制度の格差が大きくて、整合性が足りず、補完的關係になっていない。

つまり、中国では、2つの年金制度があるものの、いずれも自分の選択や現役時代の賃金に依存する割合があまりにも大きいので、本当の意味の老後の基本生活を保障できる制度には欠けている。これは、公的年金制度の役割という視点で見れば、無視できない問題だろう。

基本生活を保障するため、どのような改革が必要だろうか。現行両制度を合わせ、年金給付の最低限は住民年金の基礎部分であると理解しても良い。そして、この基礎部分の給付水準をもっと合理的な水準まで引き上げることは、解決策として一番簡単かもしれない。しかし、このような改革は、職工年金における基礎年金と個人口座の役割分担や再分配についての諸問題を解決できるわけがない。また、住民年金の基礎部分の財源は職工年金と異なり、すべて財政による負担であるため、現行制度下で単純にこの水準を引き上げるならば、財源不足や両制度間の不平等など新たな問題を招く可能性もある。

中国年金制度改革について、もう1つの可能性がある。それは、職工年金の基礎部分の役割を「基本生活のみを保障する」ということで明確にした上で、独立させることである。現行職工年金制度の保険料率の高さが職工年金のカバー率を拡大できない原因の1つになっている。その保険料は基礎年金部分と個人口座部分という2つの勘定に計上され、この2つの勘定は、現行制度下で分割で

きないため、基礎部分の保険料率ならばギリギリ拠出できるが、それ以上の拠出をする余裕がない人は、職工年金を諦めるしかない。もし職工年金の基礎部分と個人口座を分離させ、一般企業被用者や機関・事業部門従業者は今まで通り基礎年金と個人口座に両方とも加入させるが、それ以外の人に関しては基礎部分のみに加入できるようにするならば、基礎部分のカバー率を拡大できるだろう。基礎部分の給付をある水準に固定させ、財政方式は今まで通り賦課方式にするならば、保険料率をさらに引き下げる可能性も考えられる。つまり、職工年金の基礎部分と個人口座の役割分担を明確にし、基礎部分によって国民をカバーし、それに個人口座を上乗せするという形にするのである。もちろん、この構想の可能性については、様々な側面から検証する必要がある。これは、今後の課題である。

#### [注]

- (1) 日本語の研究では、「中国公的年金制度」、「中国都市部における年金制度」、「都市部企業従業員年金制度」、「都市部企業労働者年金制度」などと称する場合がある。
- (2) 2009年、国発[2009]66号「都市部企業従業員基本養老保険関係の移転と接続の暫定方法」による人口が移動する際の年金計算方法を発布し、2015年、国発[2015]2号「国务院の機関事業部門従業者養老保険制度改革に関する決定」によって公務員・事業部門従業者に関する規定は改革されたが、年金制度の仕組みについての改革ではない。
- (3) 公務員・事業部門従業者と企業従業者は同じ年金制度の対象であったが、従っている規則は計画経済時期から異なる。公務員・事業部門従業者は保険料を納付する必要がない上に、給付の方も企業従業者と異なっていた。このような状況は、「双軌制」問題とよばれて長い間批判され、2015年に「国务院の機関事業部門従業者養老保険制度改革に関する決定（国発[2015]2号）」の発布によって公務員・事業部門従業者も保険料を支払うことになった。
- (4) 過渡期年金の具体的な給付方法は各省（市）によって決定する。
- (5) 鄭[22]
- (6) 出所：「2015年度人力資源と社会保障事業発展統計公報」
- (7) 例えば、山東省（山東省人民政府公報ホームページ [http://sdgb.shandong.gov.cn/art/2013/8/21/art\\_4563\\_1893.html](http://sdgb.shandong.gov.cn/art/2013/8/21/art_4563_1893.html)）、湖北省（湖北省财政厅公衆サイト <http://www.hubei.gov.cn/>）

付表 賃金関数の回帰結果

被説明変数		年収対数値			
説明変数		回帰係数			
		上海	湖北	河南	四川
学歴	大専（短大）	0.3689*** 0.0553	0.2547*** 0.0555	0.2571*** 0.0522	0.3042*** 0.0479
	大学	0.5866*** 0.0590	0.4995*** 0.0634	0.5190*** 0.0502	0.5246*** 0.0563
	大学院	0.9184*** 0.2117	0.6320*** 0.1246	0.6880*** 0.1084	0.7469*** 0.0915
経験	経験年数	0.0401*** 0.0061	0.0408*** 0.0079	0.0362*** 0.0079	0.0190*** 0.0063
	経験年数 ^2	-0.0009*** 0.0002	-0.0009*** 0.0002	-0.0007*** 0.0002	-0.0002 0.0002
性別	女性	-0.1941*** 0.0386	-0.2414*** 0.0477	-0.1319*** 0.0418	-0.2201*** 0.0398
就業先属性	城鎮集体制	-0.1562* 0.0801	-0.1171 0.0893	0.0821 0.1128	-0.2345** 0.1018
	外資，合資，株式など	0.2016*** 0.0721	0.2688* 0.1484	0.3646** 0.1507	0.1469 0.0993
	自営業	0.0016 0.1245	-0.0623 0.0740	0.1160 0.0888	-0.0815 0.0743
	国営企業	-0.0208 0.0577	0.1195* 0.0691	0.0222 0.0685	-0.0261 0.0659
	国家機関，公共部門相関	-0.0757 0.0602	0.1585** 0.0791	0.1414** 0.0707	-0.0408 0.0604
職業	専門技術者	0.0640 0.0570	0.1468** 0.0597	0.0744 0.0458	-0.0132 0.0505
	行政責任者	0.7286*** 0.2040	0.0033 0.0860	0.0910 0.1883	0.1348** 0.0607
	商業，サービス関連	-0.3037*** 0.0530	0.0479 0.0700	-0.0363 0.0707	-0.2327*** 0.0604
	農，林，牧畜，漁業，水利 部門生産者	-0.0605 0.1891	0.1021 0.0962	-0.2943 0.2052	
	生産，輸送，設備操作相関	-0.1241** 0.0570	0.0400 0.0672	0.0248 0.0658	-0.2338*** 0.0761
	その他職務	-0.7256*** 0.2621	-0.0216 0.1036	0.0253 0.0855	-0.2368** 0.1072
定数項		10.0505*** 0.070	9.4899*** 0.0780	9.2824*** 0.0853	9.7874*** 0.0691
サンプル数		760	555	781	825
R <sup>2</sup>		0.4139	0.3423	0.2223	0.3375

1. 有意水準：\* p<0.1；\*\* p<0.05；\*\*\* p<0.01
2. ベース組：短大以下，男性，私営企業，一般職
3. 標準偏差は robust の条件での値である。

出所：中国収入分配研究院中国家庭収入調査（CHIP2008）により推計

- //www.ecz.gov.cn/wzlm/bsbw/cjwdjd/28846.htm) など。
- (8) 例えば、直轄市の1つである重慶市は、非正規雇用者を明確的に住民年金の対象者にしていない。重慶市社会保険局公衆サイト [http://cqsi.cqhrss.gov.cn/u/cqsi/news\\_48023.shtml](http://cqsi.cqhrss.gov.cn/u/cqsi/news_48023.shtml)
- (9) 『北京日報』2014年2月27日
- (10) もちろん、保険料率の差が大きいので、住民年金から職工年金に転入する場合、最低15年分の保険料を支払う必要がある。職工年金の納付が15年未満、住民年金に転入する場合、納付年限は合計、個人口座の総額を住民年金に計上する。また、両方とも加入する場合、1つしか受給できず、もう1つの個人口座部分は本人に返すことになる。
- (11) 「2015年度人力資源と社会保障事業発展統計公報」
- (12) 「国務院の戸籍制度改革をさらに推進することに関する意見」(国発[2014]25号)中国中央人民政府ホームページ [http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content\\_8944.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content_8944.htm)
- (13) 「人民日報海外版」2016年09月23日 第01版
- (14) 同(12)
- (15) 国発[2005]38号「企業従業員基本養老保険制度の整備に関する国務院の決定」第1条および国発[2014]8号「国務院の統一の城郷住民基本養老保険の建立に関する意見」第1条による。
- (16) Holzmann and Hinz<sup>[13]</sup> p.6
- (17) 「人民日報」2005年12月15日
- (18) 例えば、鄭<sup>[23]</sup>、褚<sup>[2][3]</sup>、李、王<sup>[9]</sup>。また、年金代替率を世帯単位で考える国が多いが、中国の場合は、特別な説明がない限り、個人単位を使っている。
- (19) 例えば、呉・張・楊<sup>[16]</sup>、王・徐・王・翟<sup>[14]</sup>、World Bank<sup>[17]</sup>、Barr and Diamond<sup>[11]</sup>
- (20) 年金所得代替率の基本的な概念について、大まかに2つがある。1つは、個人(世帯)の退職時の年金額対当時現役世代の平均賃金の比率である。もう1つは、個人(世帯)年金所得対自分の現役時代の所得水準の比率である。ここで紹介した先行研究の中で、王、米<sup>[18]</sup>は後者の概念を使っている、それら以外の研究者は前者の概念を使っている。
- (21) 「老人」の人数は1998年退職者数2727.3万(出所:中国統計局ホームページ <http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)による推定できるが、「老人」に対する給付は他の退職者の給付と一緒に計上されるのでわからない。
- (22) 中国統計局ホームページ [http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/201603/t20160308\\_1328214.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/201603/t20160308_1328214.html)
- (23) 例えば、鄧・薛<sup>[4]</sup>、穆・沈・陳<sup>[12]</sup>、薛<sup>[20]</sup>、黄<sup>[6]</sup>など。
- (24) 中国の経済地域は、東部、中部、西部、東北部、4つがある(中国統計局ホームページ [http://www.stats.gov.cn/ztjc/zthd/sjtr/dejtjkfr/tjqp/201106/t20110613\\_71947.htm](http://www.stats.gov.cn/ztjc/zthd/sjtr/dejtjkfr/tjqp/201106/t20110613_71947.htm))。ただし、GHP2008データの中に、東北部に関するデータがない。昔は、東部、中部、西部という分け方であった。その時、東北部は中部に分けられていた。ゆえに、中部は、データのサンプル数が多い河南省と中国国務院が決定する中部の中心都市武漢を抱える湖北省による代表されることになる。そして、上海は市と呼ばれるものの、直轄市であるため、行政レベルは省と同じである。
- (25) 2014年以降の実質賃金増加率は実質GDP増加率と等しいことに設定する。2015年は中国統計局ホームページおよび「内閣府 世界経済の潮流2015年II」によって設定し、2016年-18年はWorld Bank *Global Economic Prospects 2016*<sup>[21]</sup> p.72の予測値を使う。それ以降の年は、李・侯・翟<sup>[18]</sup>、李<sup>[19]</sup>、World Bank<sup>[22]</sup>を参考して設定する。
- (26)  $\bar{w}_{d(r-1)}$ と $\bar{w}_{d(r)}$ について、2014までは各省(市)の統計年鑑による公表された値を使用し、それ以降は前述の賃金増加率によって推計する。
- (27) 後出の収入十分位と五分位は $Q_i$ によって分けられる。 $Q_i = \frac{1}{Y_i} \sum_{t=e_0}^{r-e_0} w_{i(t)} / \bar{w}_{d(t)}$   $e_0$ は、個人*i*の仕事開始年度である。 $Q_i$ は、「中人」、「新人」に関係なく、個人*i*の生涯指数化平均賃金を示す。つまり、「新人」の場合、 $Q_i$ は $Q_{pi}$ と同じであるが、「中人」の場合は職工年金制度が成立する前の年も含まれ、「新人」と同じ基準に調整する。ただし、 $Q_i$ の場合、「新人」も「中人」も上限・下限がない。
- (28) 受給計算年数は、退職年齢、平均余命および利率などによって決定されたものである。2005年「決定」の附件によって公表されている数値は受給計算月数であるが、本論では年数に換算する。2005年「決定」によると、55歳・60歳・65歳に退職する場合の受給計算月数は、それぞれ170・139・101である。
- (29) 中国の年金制度に関する規定によると、個人口座の収益率は銀行貯蓄利率に参考して計上する。銀行貯蓄利率は近年下降しつつある(2016年現在、一年定期貯蓄利率は1.5%になる)が、2014年は3%前後である。そして、実際に年金基金の収益率は2%も足りない。年金基金の目減りが問題視され、金融市場で運用するという動きも始まる。本論では、何<sup>[6]</sup>の論文と同様に、収益率を4%に設定するが、他の研究では設定値は様々である。
- (30) 河南、四川および湖北の給付係数は、それぞれ「(河南省)改革企業職工基本養老金計発方法に関する若干問題の通知」豫勞社養老[2006]26号、「四川省完善企業職工基本養老保險制度實施方法に関する通知」川勞社發[2006]17号、「湖北省労働保障庁の改革企業職工基本養老金計発方法に関する通知」鄂勞社文[2006]169号に明記されている。上海市の過渡期年

## 邢 雪歌：保障水準から見る中国年金制度改革のあり方

金の計算方法は、式⑥の形になっていないので、実の給付係数がない。ただし、本論では、他の省（市）と比較できるようにするため、式⑥によって計算する。給付係数は、何<sup>[6]</sup>の論文を参考して全国給付係数の平均値である1.3%に設定する。

- (31) この補助金は地方政府による負担する。補助の最低水準は中央政府によって決定されるが、最低水準以上の具体的な金額は地方政府が決定する。
- (32) 政府が規定した個人口座給付の月額、個人口座積立額の139分の1である。本論は年額を計算するので、12をかける。
- (33) このような加算の有無や額は、各地域によって決められる。国家基準にこのような加算はない。
- (34) 賃金関数の回帰結果は付表で示す。
- (35) 定年退職年齢を引き上げることが決められたが、具体的な決定はまだ発表していない。ただし、組通字[2015]14号条例によれば、女性幹部と一部の専門職の女性の退職年齢が現在の55歳から60歳に引き上げられる。本論は、これを参考して男女共退職年齢を5歳引き上げられることに設定する。
- (36) 注(3)で説明したように、公務員・事業部門従業者と企業従業者は同じ年金制度の対象であるが、2015年まで従っている規則はほぼ完全に異なるので、分けて表示の方が適切である。ただし、本論では、「双軌制」の問題を分析するのではない。
- (37) 今回使うデータでは、「中人」の平均就職年齢は20歳前後に対して、「新人」の平均就職年齢は20歳代後半になる。
- (38) 鄭<sup>[21]</sup> p.176
- (39) 何<sup>[5]</sup> p.79
- (40) 表1に示されたように、上海、湖北、四川では、納付期間が15年を超える場合、基礎年金部分の給付が増える。追加された給付は、合計の部分に計上される。
- (41) 世界銀行の国際貧困ラインは「絶対的貧困」に対するものである。世界銀行は、2015年10月、国際貧困ラインを1日1.25ドルから1.90ドルに改定した。本論は1.90ドルを使っているが、1.25ドルで換算する場合、著しい違いはない。上海市以外の省は、最低排出ランクを選択する場合、給付の所得代替率は依然として国際貧困ラインに達していない。
- (42) 『2015年度人力資源と社会保障事業発展統計公報』（中国人力資源と社会保障部ホームページ [http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshzb/dongtaixinwen/buneyiaowen/201605/t20160530\\_240967.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshzb/dongtaixinwen/buneyiaowen/201605/t20160530_240967.html))

### [参考文献]

- [1] 陳佳貴・王延中編著(2004)『中国社会保障発展報告 2001～2004』社会科学文献出版社
- [2] 褚福灵(2004)「養老保険金代替率研究」『北京市計画労働管理幹部学院学報』2004年第3期 pp.15-

19

- [3] 褚福灵(2006)「論養老保険の保険料代替率と待遇代替率」『北京市計画労働管理幹部学院学報』2006年第1期 pp.10-14
- [4] 鄧大松・薛惠元(2010)「新型農村社会養老保険代替率の計測と分析」『山西财经大学学報』2010年4月第32卷第4期 pp.8-13
- [5] 何立新(2007)「中国城鎮養老保険制度改革の収入分配効用」『経済研究』2007年第3期 pp.70-80
- [6] 黄麗(2015)「城鎮住民基本養老保険保障水平の評価と反思」『人口と経済』2015年第5期 pp.91-99
- [7] 李善同・侯永志・翟凡(2003)「未来50年中国经济增長の潜力と予測」『経済研究参考』2003年02期 pp.52-61
- [8] 李善同(2010)「十二五時期から2030年まで我が国経済增長前景の展望」2010年43期 pp.4-29
- [9] 李珍・王海東(2012)「基本養老保険目標代替率研究」『保険研究』2012年第2期 pp.97-103
- [10] 李実・趙人偉・高霞(2013)「中国離退職人員収入分配の中の水平と垂直のアンバランスに関する分析」『金融研究』2013年第2期 pp.1-17
- [11] Nicholas Barr and Peter Diamond(2010) *Pension Reform in China: Issues, Options and Recommendations*, London School of Economics, Massachusetts Institute of Technology,
- [12] 穆懷中・沈毅・陳曦(2013)「農村養老保険総合代替率およびその構造の分析」『人口と発展』2013年第6期 pp.4-12
- [13] Robert Holzmann and Richard Hinz(2005) *Old-Age Income Support in the 21st Century, An International Perspective on Pension Systems and Reform*, Washington, D. C, World Bank
- [14] 王燕・徐演庆・王直・翟凡(2001)「中国養老金隠性債務、転軌成本、改革方式和影響」『経済研究』2001年第5期
- [15] 王曉軍・米海傑(2013)「澄清養老金代替率に関する誤解」『統計研究』第30卷第11期 pp.52-59
- [16] 吳敬漣・張卓元・楊茂春「賦課方式から積立方式へ——チリ養老金制度改革調査報告」『改革』1996年4期 pp.23-29
- [17] World Bank(1997) *China pension age system reform*, Washington, D. C, World Bank
- [18] World Bank(2016) *Global Economic Prospects, spillovers amid weak growth*, World Bank Group
- [19] World Bank and the Development Research Center of the State Council, the People's Republic of China(2012) *China 2030: Building a Modern, Harmonious, and Creative High-Income society*, the World Bank
- [20] 薛惠元(2012)「新農保は農民の基本的生活需要

- を確保できるか』『中国人口・資源と環境』2012年第10期 pp.172-178
- [21] 鄭秉文編著 (2012) 『中国養老金発展報告 2012』経済管理出版社
- [22] 鄭秉文 (2014) 「住民養老保険制度再思考」『中国人力資源社会保障』2014年第4期 pp.26-27
- [23] 鄭功成 (2003) 「中国養老保険制度の未来発展」『労働保障』2003年第3期 pp.22-27

#### [中国年金制度に関する諸規定・条例]

1. 「国務院の機関事業部門従業者養老保険制度改革に関する決定」(国発 [2015] 2号) 中国国務院ホームページ [http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/14/content\\_9394.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/14/content_9394.htm)
2. 「企業職工基本養老保険制度の整備に関する国務院の決定」(国発 [2005] 38号) 中国国務院ホームページ [http://www.gov.cn/zhuanti/2015-06/13/content\\_2878967.htm](http://www.gov.cn/zhuanti/2015-06/13/content_2878967.htm)
3. 「国務院の統一の城郷住民基本養老保険の建立に関する意見」(国発 [2014] 8号) 中国中央人民政府ホームページ [http://www.gov.cn/zwgk/2014-02/26/content\\_2621907.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2014-02/26/content_2621907.htm)
4. 「上海市城郷住民基本養老保険辦法」(沪府発 [2014] 30号) 上海市人民政府ホームページ <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw11494/nw12331/nw12343/nw31887/u26aw38977.html>
5. 「(湖北) 省人民政府の城郷住民基本養老保険の完善に関する意見」(鄂政発 [2015] 41号) 湖北省人民政府ホームページ [http://gkml.hubei.gov.cn/auto5472/auto5473/201507/t20150716\\_688991.html](http://gkml.hubei.gov.cn/auto5472/auto5473/201507/t20150716_688991.html)
6. 「河南省人民政府の城郷住民基本養老保険の実施に

- 関する意見」(豫政発 [2014] 84号) 河南省人民政府ホームページ <http://www.henan.gov.cn/zwgk/system/2014/11/25/010509599.shtml>
7. 「四川省人民政府の統一の城郷住民基本養老保険の建立に関する実施意見」(川府発 [2014] 23号) 四川省人民政府ホームページ <http://125.64.4.186/t.aspx?i=20140423093137-913190-00-000>
  8. 「提高全国城郷住民基本養老保険基礎養老金最低基準に関する通知」(人社部発 [2015] 5号) 中国人力資源社会保障部ホームページ [http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/201501/t20150116\\_149216.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/201501/t20150116_149216.html)
  9. 「(河南省) 改革企業職工基本養老金計発方法に関する若干問題の通知」豫勞社養老 [2006] 26号 河南省財政庁ホームページ <http://www.hncz.gov.cn/sitegroup/root/html/ff8080812cf3df51012d014f1a90016c/20101221163944388.html>
  10. 「四川省完善企業職工基本養老保険制度實施方法に関する通知」川勞社發 [2006] 17号 四川省社会保険管理局公衆服務ホームページ <http://www.scsi.gov.cn/zwgk/shownews.php?id=122&lang=cn>
  11. 「湖北省労働保障庁の改革企業職工基本養老金計発方法に関する通知」(鄂勞社文 [2006] 169号) 湖北省人力資源と社会保障庁ホームページ <http://www.hb.hrss.gov.cn/hbwzweb/html/zcfg/zcfgk/18471.shtml>
  12. 「城郷養老保険連接方法」人社部發 [2014] 17号 中国人力資源社会保障部ホームページ [http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201402/t20140228\\_125006.htm](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201402/t20140228_125006.htm)

---

# 早稲田政治経済学雑誌 第393号

*The Waseda Journal of Political Science and Economics, No.393*

---

2018年7月31日発行

編集兼 須賀晃一  
行人

発行所 早稲田大学政治経済学会  
169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学政治経済学部内  
TEL 03-3203-4141 (代表)

---

制作 三美印刷株式会社  
表紙デザイン レフ・デザイン工房

---

© 2018, 早稲田大学政治経済学会.



# The Waseda Journal of Political Science and Economics



No. 393

July 2018



## Contents

### *Special Issue: Welcome Symposium for New Students*

Analyzing Political Phenomena:

The Case of American Politics ..... YOSHINO, Takashi

The Role of Economics in Society

— A case of the last mile problem ..... SHIMOKAWA, Satoru

Sexism and language. The case of French

and present-day debates. .... BROSSEAU, Sylvie

### *Refereed Articles*

Pension Reform in China: Adequacy of Pension System ..... XING, Xuege

The Waseda Society of Political Science and Economics

